

傍 聴 用

令和8年4月27日

安曇野市教育委員会

令和8年4月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第4号	教育部 文化課
令和8年4月27日提出	(課長) 三澤新弥 (担当) 逸見大悟

件名	安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱の廃止について
決定を要する事項の内容	標記要綱の廃止
要旨	標記要綱第2条に掲げる任務が終了したため、当該要綱を廃止することとしたい。
説明	<p>1 要綱を廃止する理由</p> <p>安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱（令和5年安曇野教育委員会告示第14号）第3条の2は、「委員会の委員の任期は、第2条各号に掲げる任務が終了する日まで」と規定している。</p> <p>6回にわたる検討委員会での協議を経て、令和8年4月9日に「安曇野市新市立博物館等の整備方針に係る提案書」が笹本委員長から市長に手交された（別途報告）。これをもって任務を終了することとし、委員会及び当該要綱を廃止するもの。</p> <p style="text-align: center;">（別添要綱参照）</p> <p style="text-align: right;">（以 上）</p>

安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成27年度に策定された安曇野市新市立博物館構想の現状に則した再検討、及び新市立博物館の整備方針及び既存博物館等(豊科郷土博物館、穂高郷土資料館、貞享義民記念館、臼井吉見文学館、飯沼飛行士記念館その他の資料の収蔵施設等をいう。)の改修等の方針に関する検討を行うため、安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 安曇野市新市立博物館構想を現状に即して再検討すること。
- (2) 新市立博物館の整備方針を検討すること。
- (3) 既存博物館等に係る改修又は統廃合の方針を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 博物館、歴史、芸術、民俗及び産業並びに自然科学等に関する見識を有する者
- (2) 市内の歴史、芸術、民俗及び産業並びに自然科学等に関する見識を有する者
- (3) その他学校教育、福祉、観光等に関する見識を有する者

2 委員会の委員の任期は、第2条各号に掲げる任務が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱（令和5年安曇野市安曇野市教育委員会告示第14号）は、廃止する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

議案第5号	教育部 文化課
令和8年4月27日提出	(課長)三澤新弥 (担当)堀久士

件名	安曇野市文化財指定について
決定を要する事項の内容	安曇野市文化財指定の可否
要旨	市文化財の指定申請があった2件について、安曇野市文化財保護審議会に諮問したところ、適当であるとの答申があったので、文化財指定について何うもの。
説明	<p>1 経過</p> <p>令和7年 7月29日 真々部諏訪神社氏子総代から文化財指定申請（真々部の諏訪神社本殿）</p> <p>8月5日 宗教法人穂高神社から文化財指定申請（穂高神社の若宮社本殿）</p> <p>8月19日 市定例教育委員会にて、申請のあった2件を市文化財保護審議会に諮問することを決定</p> <p>令和8年 9月8日 同審議会にて審議</p> <p>3月30日 同審議会にて審議、答申内容を決定</p> <p>4月9日 同審議会から市教育委員会に答申を交付</p> <p>2 市文化財に指定する物件等</p> <p>(1) 真々部の諏訪神社本殿</p> <p>(2) 穂高神社の若宮社本殿</p> <p>3 答申内容（別紙参照）</p> <p>安曇野市文化財保護条例（平成17年条例第238号）及び安曇野市文化財指定基準に照らし、安曇野市指定文化財として適当であると認める。</p> <p>4 参考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○安曇野市文化財保護条例（平成17年安曇野市条例第238号）（指定等）</p> <p>第3条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（国又は長野県の指定を受けた文化財を除く。）のうち重要なものを次に掲げるそれぞれの文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。</p> </div>

	<p>(1) 安曇野市有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料</p> <p>（諮問及び告示等）</p> <p>第5条 教育委員会は、文化財の指定、認定又は解除しようとするときは、あらかじめ安曇野市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（以 上）</p>
--	---



令和8年4月8日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市文化財保護審議会
会長 大澤慶哲

答 申 書

安曇野市指定文化財を指定する件について、下記のとおり答申します。

記

標記の件について、審議・検討した結果、安曇野市文化財保護条例（平成17年安曇野市条例第238号）及び安曇野市文化財指定基準に照らし、安曇野市指定文化財として適当であると認める。

指定物件

番号	種別	名称	申請者	員数
167	有形文化財	真々部の諏訪神社本殿	真々部諏訪神社氏子 代表 矢口 弦治郎	1棟

指 定 理 由

真々部諏訪神社本殿は、寛文9年(1669)の正遷宮にあわせて新造された穂高神社の本殿を払い下げてつくった社殿と推定される。当地にのこる近世社寺建築においても数少ない建設が17世紀にまでさかのぼりうる遺構であり、とりわけ、特異な社殿の形式をもつ穂高神社本殿の最古級の姿を伝える重要な事例として評価することができる。また、17世紀中頃の建築技術や細部装飾の時代的特徴をよく示しており、穂高神社本殿を移築した他の遺構との比較によって20年目毎の遷宮にともなう社殿の変化を知ることができるという点においても、当地における社寺建築の発展の歴史を伝える物証として貴重である。

以上のことから、安曇野市有形文化財等の指定基準（以下省略）の第1「文化財の指定基準」1「安曇野市有形文化財」（8）「建造物」オ「流派的又は地域的な特色が顕著なもの」に該当するものであり、安曇野市有形文化財として適当である。



令和8年4月9日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市文化財保護審議会
会長 大澤慶哲

答 申 書

安曇野市指定文化財を指定する件について、下記のとおり答申します。

記

標記の件について、審議・検討した結果、安曇野市文化財保護条例（平成17年安曇野市条例第238号）及び安曇野市文化財指定基準に照らし、安曇野市指定文化財として適当であると認める。

指定物件

番号	種別	名称	申請者	員数
168	有形文化財	穂高神社の若宮社本殿	穂高神社宮司 保尊勉	1棟

指 定 理 由

穂高神社若宮社は、明治2年（1869）に造営された穂高神社の本殿を昭和4年（1929）に現在の位置に移築した社殿である。穂高神社の本殿にみられる特異な社殿形式を伝える遺構として評価することができ、臺股や木鼻をはじめとした細部装飾には江戸末期以降の時代的特徴がよくあらわれている。穂高神社の古殿を用いてつくった他の遺構との比較によって、20年毎の遷宮にともなう穂高神社の本殿の変化を知ることができるという点においても、当地における社寺建築の発展の歴史を伝える物証として貴重である。また、松本藩主が造営した最後の穂高神社の本殿として近世的な発展の最終形を示しており、これが今も穂高神社の境内にのこる点は象徴的である。

以上のことから、安曇野市有形文化財等の指定基準（以下省略）の第1「文化財の指定基準」1「安曇野市有形文化財」（8）「建造物」オ「流派的又は地域的な特色が顕著なもの」に該当するものであり、安曇野市有形文化財として適当である。

【安曇野市文化財の指定等の基準並びに無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準（一部抜粋）】

安曇野市文化財保護条例（平成 17 年安曇野市条例第 238 号）第3条の規定により指定する安曇野市有形文化財、安曇野市無形文化財、安曇野市有形民俗文化財、安曇野市無形民俗文化財、安曇野市史跡、安曇野市名勝及び安曇野市天然記念物の指定基準並びに安曇野市文化的景観及び安曇野市伝統的建造物群の選定基準並びに安曇野市無形文化財及び安曇野市無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定基準を次のように定める。

第1 文化財の指定基準

1 安曇野市有形文化財

(8) 建造物

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋りょう、石塔、鳥居等）並びにそれらの模型、厨子等のうち、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 意匠的に優秀なもの

イ 技術的に優秀なもの

ウ 歴史的に価値の高いもの

エ 学術的に価値の高いもの

オ 流派的又は地域的な特色が顕著なもの



真々部の諏訪神社本殿（妻面）



穂高神社の若宮社本殿

※ この答申を受け、安曇野市指定文化財は 161 件、このうち有形文化財（建造物）は 33 件となる予定です

◎安曇野市指定文化財

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
安曇野市指定文化財	159件	2件	161件
上記のうち 有形文化財（建造物）	31件	2件	33件

◎市内の指定・登録文化財

	国指定※1	国登録※2	国選択	県指定	市指定
現在の件数	4件	11か所 47棟	1件	22件	159件
今回の答申件数	-	-	-	-	2件
指定後の件数	4件	11か所 47棟	1件	22件	161件

※1「地域定めず」の動物（カモシカ等）は算入していない。

※2 令和8年3月26日に文化庁から報道があった碌山館所有の2件を含む

参考：最近指定した文化財の例

- ・令和4年3月 「安曇野のオオルリシジミ」 市天然記念物
- ・令和5年4月 「吉野神社本殿」 市有形文化財（建築）
- ・令和6年6月 「清澤冽文庫」 市有形文化財（歴史資料）
- ・令和7年10月 「轟家住宅（質屋）」

議案第7号	教育部 各課
令和8年4月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について														
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議														
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化課</td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課		4件	生涯学習課	1件	1件	文化課	4件	1件
課名	共催	後援													
学校教育課		4件													
生涯学習課	1件	1件													
文化課	4件	1件													
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。</p>															

■協議案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	所管
1	Shinshu Sensei フェス	NPO 法人長野教師力向上 NET	令和8年5月16日 (土)、17日(日)	学
2	才教学園特別教育講演会	株式会社 math channel、才教学園小学校・中学校	令和8年6月20日(土)	学
3	算数ゲームランド	株式会社 math channel、才教学園小学校・中学校	令和8年5月24日(日)	学
4	宮下和久氏による講演会「掩蔽観測による小惑星の衛星の日本初の発見」	松本県ヶ丘高等学校地学部0B会	令和8年5月31日(日)	学
5	「被爆81年・・・永遠の平和のために」平和展	新日本婦人の会穂高支部	令和8年6月27日 (土)11:00、28日(日) 9:00	生
6	いいまちサロン	明科いいまちつくろうかい!!	令和8年4月1日(水) ～令和9年3月31日 (水)	生
7	第35回信州安曇野薪能	信州安曇野薪能実行委員会	令和8年8月22日(土)	文
8	戦後80年平和事業の継続 第26回安曇野戦争と平和展	平和憲法を活かす安曇野の会	令和8年7月17日(金) ～20日(祝・月)	文
9	松本モーツァルト・オーケストラ・コア 第35回演奏会	松本モーツァルト・オーケストラ・コア	令和8年7月12日(日)	文
10	信州アーツカウンスル2026交流会 ～共創縁日～「のにある放送センターinあづみの」	信州アーツカウンスル（(一財)長野県文化振興事業団）、長野県	令和8年6月12日 (土)、13日(日)	文
11	安曇野市美術館 令和8年度 夏の特別展「望月桂 自由を扶くひと」	(公財)安曇野文化財団	令和8年7月4日(土) ～8月30日(日)	文

■Shinshu Sensei7エス

主催：NPO法人長野教師力向上NET

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
NPO法人長野教師力向上NET 高見澤(信介)	研修や講演を受けた教職員が、日頃の教育活動の質を向上させ、児童・生徒の学びの質が向上するとともに、学校生活をより意欲的に送るきっかけとなることにも、教職員が学び続けることの大切さを再認識してもらうため。	3月23日	令和8年5月16日(土)、 17日(日)	南松ホール	長野県内で自主的に先生の勉強会を開催している先生が集まり、日々の実践の中で手ごたえを感じたこと、学んだことや失敗談を共有する。	授業づくり、学校経営、仕事術、特別支援教育などを学ぶ。	-	-	-	基準第3条 第2項より可

■才教学園特別教育講演会

主催：株式会社math channel、才教学園小学校・中学校

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
株式会社math channel 横山 明日希	講演での保護者の学びが児童の学び(学校教育・家庭教育)に資する企画であり、教育委員会に賛同を頂きたいため。	3月26日	令和8年6月20日(土)	才教学園小学校・中学校	今現在やこれからの教育分野で活躍する有識者に松本市へお越し頂き、松本市をはじめ近隣地域で子育てを行っている方々に学びの機会を提供する。	教育経済学者の中室牧子先生の講演	-	-	-	基準第3条 第2項より可

■算数ゲームラウンド

主催：株式会社math channel、才教学園小学校・中学校

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
株式会社math channel 横山 明日希	学校での算数の学びに資する企画であり教育委員会に賛同を頂きたいため。	3月26日	令和8年5月24日(日)	松本市勤労者福祉センター	算数に対して苦手意識を持つ前に親子で算数に触れ、小学校以降で学ぶ理数分野への興味を喚起すること、より学ぶことの楽しさを体験できるような場を目指す。	年中児から小学校低学年までの児童およびその保護者に対して、算数の楽しさを体感してもらえらる展示企画「算数ゲームラウンド」を実施します。	-	-	-	基準第3条 第2項より可

■「宮下和久氏による講演会「掩蔽観測による小惑星の衛星の日本初の発見」

主催：松本県ヶ丘高等学校地学部(OB会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
松本県ヶ丘高等学校地学部OB会 柳澤 圭一郎	中学生以下の市民が、日本天文学会天文功労賞を受賞した宮下和久氏の講演会を聴くことを通じ、天文現象の探察の面白さを感じることで、理科教育振興に資するとともに、市民の知的関心に応える。	4月3日	令和8年5月31日(日)	豊科公民館大会議室	宮下和久氏の講演会を実施する。	宮下和久氏講演「掩蔽(えんぱい)観測による小惑星の衛星の日本初の発見」	-	-	-	基準第3条 第2項より可

■「被爆81年…永遠の平和のために」平和展

主催：新日本婦人の会穂高支部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
新日本婦人の会穂高支部 支部長 二子石京子	平和について学ぶ生涯教育の機会とするため、広く市民に呼びかけ参加を促したい。	3月12日	令和8年6月27日 (土)11:00、28日 (日)9:00	穂高交流学習センター「みらい」展示ギャラリー	被爆81年、軍事侵攻が拡大している。永遠の平和のために平和展を実施する。	パネル展示「高校生が描いた被爆の絵」「原爆被爆の実相」「沖縄の基地」「いわさきちひろの絵」「穂高の戦争被害の写真展示・折り鶴コーナー	-	-	-	基準第3条 第2項より可

■「いいまちサロン

主催：明科いいまちつくり会!!

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
明科いいまちつくり会 浅見 郁子	安心安全で楽しいまちづくり、市民の生きがいづくり、及び健康づくりを推進するため、市民が集い共に考える場を設ける。	4月7日	令和8年4月1日(水)～令 和9年3月31日(水)	明科公民館講堂、調理実習室他	申請理由に同じ。	毎月テーマを変えて地域課題について考え、市民が集うサロンを開設する。	○	○	○	基準第3条 第2項より可

■第35回信州安曇野薪能

主催：信州安曇野薪能実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
信州安曇野薪能実行委員会 実行委員長 橋渡 勝也	事業の実施にあたり、広く一般の方々に伝統芸能に触れていただき、故・青木祥二郎氏の顕彰の機会とするため。	3月26日	令和8年8月22日(土)	明科龍門洲公園 (雨天：明科体育館)	格調高い能楽公演の実施を通して、安曇野市名誉市民で親世流能楽師として重要無形文化財保持者の栄誉を受けた、故・青木祥二郎氏の業績を顕彰し、安曇野市の芸術文化の向上並びに観光振興を図る。	薪能 演目：半能「野宮 合掌留」、 舞獅子「天鼓 盤渉」、狂言「察化」、 能「船弁慶 重前後替」	○	○	○	基準第3条 第2項により 可

■戦後80年平和事業の継続 第26回安曇野 戦争と平和展

主催：平和憲法を活かす安曇野の会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
平和憲法を活かす安曇野の会 代表 松澤 好哲	戦後80年の平和事業の一環として、2026年にも継続して実施。長崎の被爆を、パネルを通して後兵器の脅威を知ること、平和及び文化の振興に資するため。	3月27日	令和8年7月17日(金)～ 20日(祝・月)	安曇野市役所本庁舎1階 東側ロビー	戦後80年の平和事業の一環として、平和に向けての市民参加の事業として、展覧会を開催する。	長崎被爆パネル、中学生広島平和式典参加パネル、登戸研究所松川資料展示、アオギリの苗配布、千羽鶴折り その他	○	○	○	基準第3条 第2項により 可

■松本モーツァルト・オーケストラ・コア 第35回演奏会

主催：松本モーツァルト・オーケストラ・コア

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
松本モーツァルト・オーケストラ・コア 寺澤克義	楽曲を演奏することでメンバーの演奏、歌唱能力の向上を図ると共に、多くの地域住民に楽しんでいただくことを通じて、地域の音楽文化・芸術の推進に資するため	3月19日	令和8年7月12日(日)	松本市音楽文化ホール メインホール	モーツァルトの52曲の交響曲を演奏するプロジェクト。今年からはミサ曲・協奏曲を中心とした演奏会を20年かけ行う。メンバーの演奏・歌唱能力の向上を図ると共に、多くの地域住民に楽しんでいただくことを通じて、地域の音楽文化・芸術の推進に資するため。	・ピアノ協奏曲第20番 二短調 K. 466、交響曲第38番 二長調 K. 504『プラハ』、ミサ曲 第15番 ハ長調 K. 317『戴冠式ミサ』	-	-	-	基準第3条 第2項により 可

■信州アーツカウンシル2026交流会 ～共創縁～「のにある放送センターinあづみの」

主催：信州アーツカウンシル(一財)長野県文化振興事業団、長野県

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
信州アーツカウンシル(一財)長野県文化振興事業団)土屋孝夫	令和8年度は、安曇野市美術館を会場とする事業や、市内の文化団体と協働して行う活動が多くあり、本イベントを安曇野市民にも広く周知し参加いただくものとするため。	4月15日	令和8年6月12日(土)、13日(日)	専科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール	信州アーツカウンシルの令和8年度主催事業・助成採択事業を紹介する機会を通して、事業の関係者、一般県民が交流し、活動の連携を深める。	信州アーツカウンシルに関する講演会、事業紹介	-	-	-	基準第3条第1項により可

■安曇野市美術館 令和8年度 夏の特別展「望月桂 自由を扶くひと」

主催：(公財)安曇野文化財団

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
(公財)安曇野文化財団 理事長 井口彰	安曇野市出身の望月桂を顕彰し、市内の文化施設と協働して、事業を実施し市民に広く紹介することで市民の芸術文化に大きく寄与するため。	4月16日	令和8年7月4日(土)～8月30日(日)	安曇野市美術館	昨年に原爆の凶丸美術館で開催された同名展覧会の凱旋展。現安曇野市出身の芸術家・望月桂の明治・大正時代から戦後にかけての活動を、絵画や漫画原稿、貴重な資料とともに紹介する。戦後や郷里で農地改革や美術教育にも携わった望月の活動を顕彰し、地域文化の振興に寄与する。	望月桂の絵画や漫画原稿、貴重な資料を紹介する展覧会及び関連イベント。	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第1号	教育部 学校教育課
令和8年4月27日提出	(課長)櫻井義之 (担当)山浦功和

タイトル	小規模特認校制度に係る令和9年度の就学児童の募集について																	
要旨	小規模特認校制度に係る令和9年4月に就学する児童の募集を開始したので報告するもの																	
説明	<p>1 募集概要・就学の条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童及びその保護者が市内に住所を有しているか、令和9年4月1日までに市内に確実に転入すること。 ・保護者が、教育委員会及び明北小学校の教育活動等を十分理解すること。 ・通学方法及び通学の安全確保について、保護者が責任を持って行うこと。 ・卒業するまでの間、児童及び保護者が、明北小学校に在学する意思があること。 ・特認校申請までに学校見学及び明北小校長との面談が終わっていること。 (新小学1年生) ・特認校申請までに学校見学、体験入学及び明北小校長との面談が終わっていること。(新小学2～6年生) <p>2 令和9年4月入学者募集人数 各学年とも若干名（抽選の可能性あり）</p> <p>3 募集スケジュール</p> <p>(1) 新1年生(概ね1学期)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">4月27日(月)から 5月13日(水)まで</td> <td style="width: 50%;">明北オープン DAY① 申込期間</td> </tr> <tr> <td>4月27日(月)から 6月17日(水)まで</td> <td>明北オープン DAY② 申込期間</td> </tr> <tr> <td>5月19日(火)</td> <td>明北オープン DAY①</td> </tr> <tr> <td>6月24日(水)</td> <td>明北オープン DAY②</td> </tr> <tr> <td>7月10日(金)まで</td> <td>面談の申込書を提出</td> </tr> <tr> <td>7月31日(金)まで</td> <td>授業参観及び校長面談</td> </tr> <tr> <td>校長面談終了後 7月31日(金)まで</td> <td>特認校申請期間</td> </tr> <tr> <td>11月18日(水)</td> <td>入学説明会</td> </tr> </table>		4月27日(月)から 5月13日(水)まで	明北オープン DAY① 申込期間	4月27日(月)から 6月17日(水)まで	明北オープン DAY② 申込期間	5月19日(火)	明北オープン DAY①	6月24日(水)	明北オープン DAY②	7月10日(金)まで	面談の申込書を提出	7月31日(金)まで	授業参観及び校長面談	校長面談終了後 7月31日(金)まで	特認校申請期間	11月18日(水)	入学説明会
4月27日(月)から 5月13日(水)まで	明北オープン DAY① 申込期間																	
4月27日(月)から 6月17日(水)まで	明北オープン DAY② 申込期間																	
5月19日(火)	明北オープン DAY①																	
6月24日(水)	明北オープン DAY②																	
7月10日(金)まで	面談の申込書を提出																	
7月31日(金)まで	授業参観及び校長面談																	
校長面談終了後 7月31日(金)まで	特認校申請期間																	
11月18日(水)	入学説明会																	

令和9年4月	入学
(2) 新2年生から6年生(概ね2学期)	
8月3日(月)から 9月2日(水)まで	明北オープン DAY 申込
9月10日(木)	明北オープン DAY
9月30日(水)まで	体験入学の申込書を提出
9月24日(木)から 11月6日(金)まで	体験入学及び校長面談
校長面談終了後 11月6日(金)まで	特認校申請期間
令和9年4月	転学
<p>なお、募集要領等詳細については添付の資料のとおり。</p>	
<p>(以上)</p>	

安曇野市立明北小学校 小規模特認校制度 令和9年4月就学児童 募集要領 【新1年生対象】

安曇野市立明北小学校は、小規模特認校として安曇野市内全域（他の通学区域）から児童の受け入れを行います。

この度下記のとおり、小規模特認校制度により明北小学校に就学する児童を募集しますのでお知らせします。

1 対象者

- (1) 市内に住所を有している令和9年度小学1年生。
- (2) 令和9年4月1日までに市内に確実に転入する、令和9年度小学1年生。

2 就学の条件

- (1) 児童及びその保護者が市内に住所があるか、令和9年4月1日までに市内に確実に転入すること。
- (2) 保護者が、教育委員会及び明北小学校の教育活動等を十分理解すること。
- (3) 通学方法及び通学の安全確保について、保護者が責任を持って行うこと。
- (4) 卒業するまでの間、児童及び保護者が、明北小学校に在学する意思があること。
- (5) 特認校申請までに学校見学及び明北小校長との面談が終わっていること。

3 令和9年4月入学者募集人数

若干名 抽選の可能性あります。抽選を行う場合には、別途ご案内します。

4 学校見学会（明北オープン DAY）の開催日

DAY① 5月19日（火）
DAY② 6月24日（水）

明北オープン DAY①
の申込はこちら



5 学校見学会（明北オープン DAY）の申込期間

DAY① 4月27日（月）から5月13日（水）まで
DAY② 4月27日（月）から6月17日（水）まで

※ 明北オープン DAY で、校長面談の申込書をお渡しします。

明北オープン DAY②
の申込はこちら



6 校長面談申込期間

7月10日（金）まで

7 小規模特認校（明北小学校）への入学申請期間

7月31日（金）まで

※ 校長面談終了後に小規模特認校入学申請書をお渡ししますので、申請までに校長面談を行ってください。

裏面あり

8 小規模特認校（明北小学校）への入学申請スケジュール

申込期限 6月17日（水）まで

期 間		項 目	内 容
4月27日（月） から 5月13日（水） まで	4月27日（月） から 6月17日（水） まで	明北オープン DAY 申込	① 明北小学校HPから明北オープン DAYの申込みをする。
5月19日 （火）	6月24日 （水）	明北オープン DAY	② 5月19日又は6月24日の明北オープン DAYに参加する。
7月10日（金）まで		面談の申込書を提出	③ 明北オープン DAY で配布される校長面談の申込書を、在籍園、教育委員会を通じて明北小へ提出する。
7月31日（金）まで		授業参観及び 校長面談	④ 明北小からの連絡により、親子で1年生の授業参観及び校長面談を行う
校長面談終了後 7月31日（金）まで		申 請	⑤ 校長面談終了後、小規模特認校入学申請書を受け取り、小規模特認校入学申請書を明北小学校に提出する。
11月18日（水）		説明会	⑥ 明北小学校で来入児説明会
令和9年4月		入学	⑦ 入学

※ 就学を希望している方で明北オープン DAYに参加できない場合は、6月17日（水）までに教育委員会学校教育課にご連絡ください。

9 明北オープン DAY のスケジュール

時間	スケジュール
9時から9時30分まで	受付
9時35分から	校長先生のお話
9時55分頃	校内案内
10時15分頃	自由参観
10時35分頃	アンケート記入
アンケート記入後	解散

10 注意点

- (1) 就学日は、令和9年4月1日となります。
- (2) 明北小学校への就学に関して、在籍園にお伝えください。
- (3) 就学をご希望の方は申込期間をご確認の上、明北オープン DAYにお申込みください。
- (4) 明北オープン DAYは児童もご参加できますが、参加は必須ではありません。
- (5) 明北オープン DAYでの特別支援学級の見学はご遠慮いただいております。特別支援学級の見学をご希望の場合には、個別に対応いたしますのでお問い合わせください。

11 お問い合わせ先

- ・明北小学校に関する事 安曇野市立明北小学校 0263-62-2130
- ・小規模特認校制度に関する事 安曇野市教育委員会 0263-71-2460

安曇野市教育委員会事務局 教育部 学校教育課 学校教育担当 課長補佐：山浦 担当：矢野 Tel：0263-71-2460（内線：3347）

安曇野市立明北小学校 小規模特認校制度 令和9年4月就学児童 募集要領 【新2年生から新6年生対象】

安曇野市立明北小学校は、小規模特認校として安曇野市内全域（他の通学区域）から児童の受け入れを行います。

この度下記のとおり、小規模特認校制度により明北小学校に就学する児童を募集しますのでお知らせします。

1 対象者

- (1) 市内に住所を有している令和9年度小学2年生から6年生。
- (2) 令和9年4月1日までに市内に確実に転入する、令和9年度小学2年生から6年生。

2 就学の条件

- (1) 児童及びその保護者が市内に住所があるか、令和9年4月1日までに市内に確実に転入すること。
- (2) 保護者が、教育委員会及び明北小学校の教育活動等を十分理解すること。
- (3) 通学方法及び通学の安全確保について保護者が、責任を持って行うこと。
- (4) 卒業するまでの間、児童及び保護者が、明北小学校に在学する意思があること。
- (5) 特認校申請までに学校見学、体験入学及び明北小学校長との面談が終わっていること。

3 令和9年4月入学者募集人数

各学年 若干名 抽選の可能性がります。抽選を行う場合には、別途ご案内します。

4 学校見学会（明北オープン DAY）の開催日

9月10日（木）

明北オープン DAY の
申込はこちら

5 学校見学会（明北オープン DAY）の申込期間

8月3日（月）から9月2日（水）

※ 明北オープン DAY で、体験入学・校長面談の申込書をお渡しします。



6 体験入学及び校長面談申込期間

9月30日（水）まで

7 小規模特認校（明北小学校）への転校申請期間

11月6日（金）まで

※ 校長面談終了後に小規模特認校転校申請書をお渡ししますので、申請までに校長面談を行ってください。

裏面あり

8 小規模特認校（明北小学校）への転校申請スケジュール

申込期限 9月2日（水）まで

期 間	項 目	内 容
8月3日（月）から 9月2日（水）まで	明北オープン DAY 申込	① 明北小学校 HP から明北オープン DAY の申込みをする。
9月10日（木）	明北オープン DAY	② 明北オープン DAY に参加する。
9月30日（水）まで	体験入学の申込書を 提出	③ 明北オープン DAY で配布される体験入学・校長面談の申込書を、在籍校、教育委員会を通じ明北小へ提出する。
9月24日（木）から 11月6日（金）まで	体験入学 及び 校長面談	④ 明北小からの連絡により、明北小の体験入学を行う。
		⑤ 体験入学終了後、親子で校長面談を行う
		⑥ 校長面談終了後、小規模特認校転校申請書を受け取る
校長面談終了後 11月6日（金）まで	申 請	⑦ 小規模特認校転校申請書を明北小学校に提出する。
令和9年4月	転学	⑧ 転学

※ 就学を希望している方で明北オープン DAY に参加できない場合は、**9月2日（水）**までに教育委員会学校教育課にご連絡ください。

9 明北オープン DAY のスケジュール

時間	スケジュール
9時から9時30分まで	受付
9時35分から	校長先生のお話
9時55分頃	校内案内
10時15分頃	自由参観
10時35分頃	アンケート記入
アンケート記入後	解散

10 注意点

- (1) 就学日は、令和9年4月1日となります。
- (2) 体験入学や明北小学校への就学に関して、在籍校と必ず事前に相談をしてください。
- (3) 就学をご希望の方は申込期間をご確認の上、明北オープン DAY にお申込みください。
- (4) 明北オープン DAY は児童もご参加できますが、参加は必須ではありません。
- (5) 明北オープン DAY での特別支援学級の見学はご遠慮いただいております。特別支援学級の見学をご希望の場合には、個別に対応いたしますのでお問い合わせください。

11 お問い合わせ先

- ・明北小学校に関すること 安曇野市立明北小学校 0263-62-2130
- ・小規模特認校制度に関すること 安曇野市教育委員会 0263-71-2460

安曇野市教育委員会事務局 教育部 学校教育課 学校教育担当 課長補佐：山浦 担当：矢野 Tel：0263-71-2460（内線：3347）

令和9年4月
小規模
特認校
児童募集



明北小学校に、

ようこそ

安曇野市で一番ちいさな小学校には、
おおきな**魅力**があります。



安曇野市立明北小学校

安曇野市明科東川手823



Team 明北へ

かんだち山での活動

あ つまる



全校お絵かき



か んきょう

小規模特認校とは

指定の通学区域からだけでなく、

安曇野市内全域から通える小規模な学校です。

少子化が加速している中、明科地域の明北小学校でも児童数が減少しており、今後も減少傾向は続いていくことが推測されています。

明北小学校では安曇野市内全域から児童を受け入れることで、今ある豊かな学びを、より発展できると考えています。

令和7年4月から明北小学校は市内全域から通うことができる「小規模特認校」になりました。

2026 明北

新1年生

新1年生

新2年生以上

5.19

火

6.24

水

9.10

木

時間

9:35 ▶ 10:45

受付 9:00 ▶ 9:30

しょうにんずう



ゆとりのある教室環境



全校フルーツ
バスケット

な かまづくり ようこそ!! YOU-COSO!!

明北小学校からの メッセージ

明北小学校は、安曇野市の明科地域北部にある、安曇野市で一番児童数が少ない小学校です。明北小学校には、独自の特別な教育や支援体制、設備があるわけではありません。普通の公立学校と何も変わらない内容で学習・活動しています。

しかし、児童数が少ないからこそ実現できる「環境」と「学び」そして「つながり」があるようです。かんだち山、犀川、廃線敷が近くにあり、明科の豊かな自然や歴史を身近に感じながら、子どもたちは「のびのび」とした雰囲気の中で、学んでいます。

子どもたちだけでなく、大人も考え、みんながチャレンジしながら、地域と共に、『みんなで作る明北小』をめざしていきます。

明北オープンDAYでは、明北小学校の『いま』を見ていただければと思います。

それでは明北オープンDAYでお会いしましょう。

校長 浅川 浩

オープンDAY

申込はこちら

新1年生
DAY①



新1年生
DAY②



新2年生以上



申込期間

新1年生 DAY①	4月27日(月) から 5月13日(水) まで
DAY②	4月27日(月) から 6月17日(水) まで
新2年生以上	8月3日(月) から 9月2日(水) まで

就学を検討される方は申込期間をご確認の上、お申込みください。
明北オープンDAYは児童もご参加できますが、参加は必須ではありません。

Q & A

Q 就学はどの学年からできますか？

A 令和9年度の小学1年生から6年生を対象にしています。

なお、令和9年4月1日の就学となり、年の途中での就学はできません。

Q 他の学校と教育課程は違いますか？

A 教育課程は同じです。豊かな里山環境の中でのびのびとした学校生活を送ることが期待できます。

Q 通学方法はどちらになりますか？

A 保護者の責任のもと決定した通学方法で登下校していただきます。小規模特認校としてのスクールバスの運行はありません。

Q 新1年生の場合、就学時健診はどの日程で受ければよいですか。

A 就学時健診のご案内までに就学が決定しますので、明北小学校の日程で受診をお願いいたします。

Q 学校の様子を知るには？

A まずは明北オープンDAYにご参加ください。



新1年生

4月27日から5月13日まで

5月19日

4月27日から6月17日まで

6月24日

7月10日まで

7月31日まで

11月18日

令和9年4月1日

明北オープンDAY①申込期間

明北オープンDAY①

明北オープンDAY②申込期間

明北オープンDAY②

面談申込書提出期間

入学申請期間

来入児説明会

入学

新2年生以上

8月3日から9月2日まで

9月10日

9月30日まで

11月6日まで

令和9年4月1日

明北オープンDAY申込期間

明北オープンDAY

体験入学申込書提出期間

転学申請期間

転学



詳細は、4月に市ホームページに掲載される募集要領をご覧ください。
募集要領は、QRコードをご利用いただくと便利です。

入学のご相談は、安曇野市教育委員会 0263-71-2460
または、安曇野市立明北小学校 0263-62-2130 まで



報告第2号	教育部 学校給食課
令和8年4月27日 提出	(課長) 小林良士 (担当) 米倉秀政

タイトル	令和8年度安曇野市学校給食費について								
要旨	令和8年度安曇野市学校給食費の額の改定及び小学校学校給食費無償化について報告するもの								
説明	<p>1 学校給食費無償化に係る経過及び予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の制度公表 令和8年1月19日 ・市予算措置 3月19日 ・市規則改正 4月1日 ・交付金交付申請 6月上旬 <p>2 令和8年度安曇野市学校給食費の額の改定について</p> <p>令和8年度学校給食費は、物価上昇による給食用食材価格の高騰に対応するため、1食当たり小学校は330円から360円(30円増)、中学校は390円から427円(37円増)に改定した。</p> <p>3 小学校の学校給食費無償化について</p> <p>国による小学校給食費の負担軽減策(給食費負担軽減交付金)を受け、国が定める基準額(月額1人当たり5,200円)を超える部分を市が負担(月額1人当たり1,345円)することで、令和8年度から小学校給食費を完全無償化する。(市負担総額66,230千円/年)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">令和8年度安曇野市小学校児童1人当たりの給食費 月額6,545円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">支援基準額 月額5,200円(毎年変動)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基準額を超える分 市負担 1,345円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国(1/2) 2,600円</td> <td style="text-align: center;">県(1/2) (地方負担分) 2,600円</td> </tr> </table> <p>4 中学校の学校給食費据え置きについて</p> <p>中学校の給食費は、令和8年度も保護者負担額(330円)を据え置き、令和5年度以降の値上がり分については、これまでと同様に市が負担することで、引き続き保護者負担の軽減を行う。</p>	令和8年度安曇野市小学校児童1人当たりの給食費 月額6,545円			支援基準額 月額5,200円(毎年変動)		基準額を超える分 市負担 1,345円	国(1/2) 2,600円	県(1/2) (地方負担分) 2,600円
令和8年度安曇野市小学校児童1人当たりの給食費 月額6,545円									
支援基準額 月額5,200円(毎年変動)		基準額を超える分 市負担 1,345円							
国(1/2) 2,600円	県(1/2) (地方負担分) 2,600円								

小学校給食費（保護者負担なし）

日額1人当たり			年額1人当たり		
給食費	国・県負担	市負担	給食費	国・県負担	市負担
360円	286円	74円	72,000円	57,200円	14,800円

中学校給食費（保護者負担あり）

日額1人当たり			年額1人当たり		
給食費	保護者負担	市負担	給食費	保護者負担	市負担
427円	330円	97円	84,973円	65,670円	19,303円

5 今後の課題

今後示される予定の県要綱では、重度のアレルギーその他の疾患、不登校など、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できない者に対して給食費の支援を可能としています。近隣他市の動向を参考に、学校給食センター運営委員会、教育委員会の審議を経ながら、市の方針を検討する。

○安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年安曇野市規則第1号）

改正後	改正前												
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次表の左欄に掲げる学校に通学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="419 1245 628 2112"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校給食費の額（1人1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td><u>360円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td><u>427円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童等が飲用牛乳の提供を受けない場合は、前項に規定する額から飲用牛乳の仕入額を基礎として計算する額を差し引いた額とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、給食費の全部又は一部を減額することができる。</p> <p>(学校給食費の納付期限) (学校給食費の減免)</p> <p>第14条 条例第8条の規定により学校給食費の減免を受けようとする保護者は、学校給食費減免申請書（様式第2号）に減免を必要とすることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、学校給食費減免（承認・不承認）決定通知書（様式第3号）により申請をした者に通知するものとする。</p> <p>附 則 (令和8年度の学校給食費の額の特例)</p> <p>6 令和8年度において学校給食費の額に係る第3条第2項、第5条及び第10条の規定の適用については、第3条第1項の表中「360円」とあるのは「286円」と、「427円」とあるのは「330円」とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	区分	学校給食費の額（1人1日につき）	小学校	<u>360円</u>	中学校	<u>427円</u>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次表の左欄に掲げる学校に通学する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="419 226 628 1093"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校給食費の額（1人1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td><u>330円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td><u>390円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童等が飲用牛乳の提供を受けない場合は、前項に規定する額から飲用牛乳の仕入額を基礎として計算する額を差し引いた額とする。</p> <p>(学校給食費の納付期限) (学校給食費の減免)</p> <p>第14条 条例第8条の規定により学校給食費の減免を受けようとする保護者は、学校給食費減免申請書（様式第2号）に減免を必要とすることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、学校給食費減免（承認・不承認）決定通知書（様式第3号）により申請をした者に通知するものとする。</p>	区分	学校給食費の額（1人1日につき）	小学校	<u>330円</u>	中学校	<u>390円</u>
区分	学校給食費の額（1人1日につき）												
小学校	<u>360円</u>												
中学校	<u>427円</u>												
区分	学校給食費の額（1人1日につき）												
小学校	<u>330円</u>												
中学校	<u>390円</u>												

改正後	改正前
<p><u>(経過措置)</u> 2 この規則による改正後の安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、令和8年度以降の年度分の学校給食費の額に相当する実費負担額について適用し、令和7年度分までの学校給食費の額に相当する実費負担額については、<u>なお従前の例による。</u></p>	

報告第5号	教育部 文化課
令和8年4月 27 日提出	(課長) 三澤新弥 (担当) 逸見大悟

件名	「安曇野市新市立博物館等の整備方針に係る提案書」の手交について
要旨	令和6年1月から検討が行われてきた安曇野市新市立博物館等の整備方針について、安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会の笹本委員長から市長あて提案書が手交されたので報告するもの。
説明	<p>1 これまでの経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の博物館施設が老朽化や耐震補強の未整備、収蔵スペースの不足等の課題を抱えていることを受け、平成27年度に「安曇野市新市立博物館構想」が策定された。 ・本構想では、延床面積 4,000 m²の新市立博物館の新規建設と、既存施設の統廃合が謳われたが、さまざまな制約等により、現在まで新市立博物館の建設に着手することはできなかった。 ・令和6年1月、安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会が発足し、改めて新市立博物館の整備に向けた検討が開始された。 ・令和8年4月9日、上記検討委員会の笹本正治委員長から中山市長へ、「安曇野市新市立博物館等の整備方針に係る提案書」(以下「提案書」という。)が手交された。 <p>2 提案の概要(別添「提案書」参照)</p> <p>「提案書」における提案の概要は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市立博物館は、延床面積 4,000 m²の新規建設を基本とする。 ただし、制約によりやむを得ず延床面積を減らす場合は、既存施設を活用して資料の収蔵スペースを確保する。新市立博物館整備の財源確保に努め、目途がつき次第、具体化に着手する。 (2) 新市立博物館は、安曇野特有の自然環境や景観に育まれた民俗や歴史等、地域の昔・今・未来を総合的に学ぶ館とする。 (3) 新市立博物館の意義について、より多くの市民に理解を深めてもらうとともに、安曇野ゆかりの人物を顕彰する施設の活用を図る。 <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

安曇野市新市立博物館等の整備方針に係る提案書

平成 27 年度に策定された「安曇野市新市立博物館構想」では、基幹となる市立博物館の新規建設と既存博物館施設の統廃合が提言されました。安曇野のゆたかな自然や、人々が伝えてきた様々な遺産を守り継承して、郷土の文化を育てる拠点として、新市立博物館建設の必要性が述べられています。

しかし、さまざまな制約や事情により、策定から 10 年が経過した現在、新博物館の建設には至っていません。またこの間、全国の博物館を取り巻く情勢も大きく変わりつつあります。

私たち安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会は、令和 6 年 1 月 11 日の第 1 回検討委員会において安曇野市教育委員会から次のような課題の提起を受けました。

- 1 既存の博物館施設の老朽化や、資料の収蔵スペース不足への対応。
- 2 近年整備された近隣自治体の博物館とは異なる、安曇野らしい博物館の方向性の検討。
- 3 博物館に関心を持つ市民の増加や、安曇野市ゆかりの先人に対する市民の意識の向上への対応。

当委員会では、これらの課題に対応するため、これまで安曇野市が目指してきた「市民がゆたかな心をもって安曇野で暮らしていくこと」が実現できるように、安曇野市の文化の「顔」となる新たな博物館を整備することが必要であると考え、博物館施設の整備及び統廃合の方向性について議論を深めてきました。そこで、博物館施設の整備方針について、「安曇野市新市立博物館構想」を尊重し、それぞれの課題に対して次のとおり提案します。

- 1 新市立博物館は新規建設とし、延床面積 4,000 m²を基本とする。
ただし制約によりやむなく延床面積を減らす場合は、既存博物館施設等を活用して、資料の収蔵スペースを確保する。
新市立博物館建設に向けて、財源の確保に努め、目途がつき次第、具体化に着手する。
新市立博物館の整備までに年数がかかる場合は、豊科郷土博物館に一定の改修を加える等、市民等の利用に支障を来さないようにする。
- 2 新市立博物館は、安曇野特有の自然環境や景観に育まれた民俗や歴史等、地域の昔と今と未来を総合的に学ぶ^{ゆたかな}館とする。
- 3 新市立博物館の意義について、より多くの市民に理解を深めてもらうとともに、安曇野ゆかりの人物を顕彰する施設の活用を図る。

安曇野市をさらに魅力あふれる郷土へと創りあげていくためには、地域の貴重な自然環境や、先人が築き上げてきた文化遺産を再発見し、地域ゆかりの資料を収集・保存するとともに学びを深め、そのすばらしさを多くの人々と分かち合っていかななくてはなりません。新市立博物館が市民や子どもたちの学びの場となり、安曇野の魅力を広く発信し、後世に伝えていくための拠点として整備されることを願い、別紙に詳細を記して提案といたします。

令和 8 年 4 月 9 日

安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会

委員長

笹本 正治

目次

I 「新市立博物館構想」策定後の現状と課題	
1 「新市立博物館構想」をめぐる現状と課題	1
(1) 「新市立博物館構想」策定後の動き	
(2) 「安曇野市新市立博物館構想」が抱える現在の課題	
2 博物館施設の現状と課題	2
(1) 建物等の老朽化	
(2) 収蔵庫の不足による資料整理の停滞	
(3) 時代遅れの施設・設備	
(4) 専門者の不足	
3 博物館を取り巻く情勢の変化	3
(1) 安曇野市の博物館施設を取り巻く情勢の変化	
(2) 近隣自治体の博物館の状況	
(3) 安曇野市の諸計画	
(4) 博物館法の改正	
II 新市立博物館建設に向けた施設の整備方針	
1 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合	6
(1) 新博物館の規模及び既存施設の統廃合案検討の基本的な考え方	
(2) 新博物館の規模及び既存施設の統廃合に関する2案	
2 新市立博物館の立地条件	7
III 安曇野市の博物館全体のコンセプトと各館の担当役割	
1 博物館施設全体のコンセプト	8
(1) 安曇野市の博物館施設全体のコンセプト	
(2) 博物館利用者への働きかけ	
2 各館が担当する分野	9
(1) 新市立博物館（基幹博物館）が担う分野	
(2) 貞享義民記念館	
(3) 臼井吉見文学館	
(4) 飯沼飛行士記念館	
(5) 熊井啓記念館	
(6) 安曇野市文書館	
(7) 文化財資料センター	
(8) 二木教職員住宅	
3 博物館施設の相互協力による「発信・連携」	10
(1) 新市立博物館	
(2) 貞享義民記念館	

- (3) 臼井吉見文学館・飯沼飛行士記念館・文書館・熊井啓記念館
- 4 市民等との連携による「発信・連携」・・・・・・・・・・・・・12
 - (1) 博物館施設等への協力団体の現状
 - (2) 新市立博物館における市民連携のあり方

IV 新市立博物館建物の構成

- 1 展示部門・・・・・・・・・・・・・14
 - (1) 常設展示室
 - (2) 企画展示室
 - (3) ガイダンス展示室
- 2 活動・体験部門・・・・・・・・・・・・・14
 - (1) 活動体験室
 - (2) 講堂（会議室）・研修室
- 3 収蔵部門・・・・・・・・・・・・・15

- 資料1 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱
- 資料2 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 委員名簿
- 資料3 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 策定経過

I 「新市立博物館構想」策定後の現状と課題

1 「新市立博物館構想」をめぐる現状と課題

(1) 「新市立博物館構想」策定後の動き

「新市立博物館構想」（以下、「構想」と略す）が策定された翌年、平成 28 年度には文化課に博物館係との兼務という形で新市立博物館準備室が設置されました。準備室では、公共施設等でのコンパクト展示を実施し、より多くの市民に博物館のことを知ってもらう機会を増やしました（「構想」18 頁参照）。

また新市立博物館が整備されるまでの間、基幹博物館となる豊科郷土博物館には、展示室に空調設備や階段昇降機を設置し、来館者がより快適に利用できるような取り組みを行ってきました。

さらに平成 30 年度には、「構想」19 頁で提案されていた安曇野市文書館が開館しました。これにより、歴史的公文書や古文書を収集・整理・保存・公開する体制が整えられ、市内の貴重な史料の散逸を防ぐ役割を担っています。

一方で、新市立博物館設置に向けた準備のために資料の整理等を行う博物館準備センター（「構想」18 頁参照）は、いまだに設置されておらず、新市立博物館建設への具体的な検討に着手することができていません。

【表 1】新市立博物館構想策定後の主な動き

平成 28 年度	新市立博物館準備室設置（文化課博物館係兼務） 市公共施設等にてコンパクト展示を開始
平成 29 年度	豊科郷土博物館展示室に空調設備工事
平成 30 年度	安曇野市文書館開館
令和元年度	臼井吉見文学館の直営化
令和 2 年度	豊科郷土博物館及び同館友の会自然と暮らしの文化部にて穂高鐘の鳴る丘集会所を機織り等の体験活動の拠点とする
令和 4 年度	新市立博物館準備室を廃止し、博物館係を博物館担当とする 豊科郷土博物館の耐震診断実施。昭和 54 年に旧耐震基準に沿って建てられた建物だが、現行の耐震基準を満たす堅牢な建物との判定あり
令和 6 年度	穂高鐘の鳴る丘集会所改修工事により、機織り体験の拠点を二木教職員住宅へ移す 豊科郷土博物館に階段昇降機を設置

(2) 「安曇野市新市立博物館構想」が抱える現在の課題

「構想」策定後、新市立博物館建設に向けた動きができなかった要因として、以下の点が挙げられます。

- ・財政上の制約がある。
- ・新市立博物館の建設場所が決まらない。
- ・博物館準備センターとして使用できる施設が見つからない。
- ・博物館及び「新市立博物館構想」に対する市民の認知度や理解度に個人差がある。

2 博物館施設の現状と課題

既存の博物館施設の現状・課題は、以下に挙げたとおりです。「構想」3頁に列挙された課題の多くが解決されず、年数の経過とともに深刻さを増してきています。これらの課題を解決するためにも、新市立博物館の整備や既存施設の統廃合、また統廃合せずに存続することになる既存施設の長寿命化改修の必要性が高まっています。

(1) 建物等の老朽化

- ア 上下水道設備の破損、雨漏り、床面の剥離等の発生
- イ 備品や展示具の老朽化

(2) 収蔵庫の不足による資料整理の停滞

ア 収蔵スペースの不足

- ・現在、文化財資料センターの収蔵資料（主に出土遺物）が飽和状態に達しています。同センターは、考古資料とともに旧明科歴史民俗資料館の資料を収蔵する目的で、平成24年度に学校給食センターから改修されたものです。しかし毎年の発掘調査で考古資料が増加し、民俗資料のスペースが圧迫されつつあります。
- ・穂高郷土資料館の民俗資料のなかには、建物内に収まりきらず軒下等の外気に触れる環境に置かれているものもみられます。

イ 劣悪な収蔵環境

旧三郷民俗資料館及び旧堀金歴史民俗資料館は、施設の統廃合により、条例上は廃止されていますが、収蔵スペースの確保や、当該地域の資料を見たいという市民の要望に応えるため、建物を存続させて資料も収蔵されたままになっています。しかし以下の諸点から、資料の長期保存に適さない環境になっています。

- ・旧堀金歴史民俗資料館の1階は湿度が高く、カビが発生しやすい環境にあります。
- ・旧三郷民俗資料館は築60年以上を経た木造建物のため壁や床に隙間が多く、虫害を免れることができない環境にあります。また旧役場庁舎のため窓が多く、外光が資料の劣化を助長しています。
- ・旧堀金・三郷の両資料館とも、在勤の管理者がいないため、清掃等の管理が行き届かない状況です。

(3) 時代遅れの施設・設備

ア LED照明や空調設備の整備の遅れ

イ 不十分なバリアフリー設備

多くの施設で、エレベーター等のバリアフリー設備が整備されず、高齢者・障がい者等への配慮が十分ではありません。

貞享義民記念館では、2階に常設展示室やシアター等が備えられているため、建築当初からエレベーターが設置されています。定期的な点検を実施し、安全性は担保されていますが、法改正に伴う改修の対応ができず、既存不適格のままとなっています。

豊科郷土博物館にはエレベーターが設置されていません。令和6年度にいす式階段昇降機が設置され、高齢者や足に障がいのある方等の利用に供していますが、十分な対応ができているとは言えません。

(4) 専門者の不足

ア 若手の人材の不足

豊科郷土博物館等には現在、学芸員等の専門者が一定数配置されてはいるものの、若手の職員が不在で、将来に向けた専門者の育成ができていないとは言えません。

イ 正規職員の不足

博物館施設の館長及び学芸員等の専門者はいずれも会計年度任用職員であり、正規及び再任用職員は文書館に配置されているだけです。単年度を雇用の単位とした会計年度任用職員だけでは、市職員としての業務遂行能力も十分に育成することができず、博物館としての長期的な計画を立てることも困難です。

3 博物館を取り巻く情勢の変化

博物館施設が多くの課題を抱える一方で、市民等からの博物館への関心も高まってきています。また近隣自治体では、博物館のリニューアルの動きもみられるほか、博物館法の改正等もあり、新しい博物館の在り方が求められることも考慮しなくてはなりません。

(1) 安曇野市の博物館施設を取り巻く情勢の変化

ア 臼井吉見文学館への注目

小説『安曇野』の復刊や相馬愛蔵・黒光夫妻ゆかりの新宿中村屋との連携が行われるなど、臼井吉見やその作品に対する関心が高まっており、臼井吉見文学館の果たす役割にも期待が寄せられつつあります。

イ 学校等の博物館利用の増加

市内小中学校や地区公民館等が博物館等の出前講座を利用する回数が増加しています。

直近3か年の出前講座の回数

		令和6年度	令和5年度	令和4年度
小中学校・ 高校・大学へ の出前講座	豊科郷土博物館	45	28	28
	貞享義民記念館	1	1	1
	文書館	4	3	4
	臼井吉見文学館	5	4	4
公民館等へ の出前講座	豊科郷土博物館	33	22	28
	貞享義民記念館	15	4	4
	文書館	14	10	—
	臼井吉見文学館	—	—	—

(2) 近隣自治体の博物館の状況

周辺市町村では、博物館のリニューアルや移転が実現しています。安曇野市では、これらの動きを注視し参考にしていく一方で、近隣の博物館と内容が重複しない博物館を整備する必要があります。

ア 大町市立山岳博物館 平成26年3月29日リニューアルオープン

(分野：北アルプスの自然・登山の歴史)

イ 松本市立博物館 令和5年10月新館開館

(分野：松本城を中心とする歴史。松本を訪れる観光客をターゲットに)

ウ 箕輪町郷土博物館 令和6年9月、耐震改修工事等が完了し、リニューアルオープン

(3) 安曇野市の諸計画

ア 「第2次安曇野市総合計画」基本構想・後期基本計画（令和5年度～令和9年度）

「5-6 歴史・文化遺産の継承」の中で、価値創出プロジェクトに関連した取組として、以下の文言が盛り込まれています（総合計画・後期基本計画 131 頁）。

誰もが活躍する 共生のまち	・博物館の展示や出前講座の内容などを工夫し、外国籍住民や子ども、障がい者などに配慮したものを目指します。
------------------	--

→博物館の展示等は、バリアフリーやユニバーサルデザインを取入れたものとするのが求められます。

イ 「安曇野市文化財保存活用地域計画」（令和7年12月19日文化庁認定）

- ・安曇野市における文化財の適切な保存と活用を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画が策定されました。
- ・「安曇野市文化財保存活用地域計画」の「第7章 地域の宝物の保存・活用に関する措置」の一環として、「新市立博物館整備及び既存博物館施設の再編」や「博物館・美術館・記念館等の運営・企画の充実」等が盛り込まれています。

(4) 博物館法の改正

新市立博物館の建設にあたっては、令和5年4月1日付で改正された博物館法の内容を踏まえて検討しなければなりません。

ア 博物館の事業（博物館法第3条第3項）

博物館の事業として、関係団体及び民間団体と連携・協力し、教育・学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、地域の活力の向上に寄与するよう努めることが求められています。

博物館法 (博物館の事業) 第三条 3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

文化芸術に関する施策を観光やまちづくり等の他分野と連携させることは、文化芸術基本法にも定められています。

文化芸術基本法 (基本理念) 第二条 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
--

イ 博物館登録に係る主な審査基準（博物館法第13条第1項第3～5号）。

- ・博物館資料の電磁的記録の公開
- ・資料の収集、保管及び展示並びに調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備の整備
- ・高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者等への配慮 等

文化芸術活動における障がい者への配慮は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律にも明記されています。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（中略）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

II 新市立博物館建設に向けた施設の整備方針

新市立博物館の整備方針の検討にあたり、本委員会では以下の3点について検討しました。

- ・新市立博物館の規模
- ・既存施設の統廃合
- ・新市立博物館の立地条件

1 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合

(1) 新博物館の規模及び既存施設の統廃合案検討の基本的な考え方

以下の2点を踏まえて、新市立博物館の規模と既存施設の統廃合について検討しました。

ア 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合方針は、「新市立博物館構想」を基本とする。

イ 既存施設の統廃合にあたっては、各施設をめぐる近年の動向を勘案する。

(ア) 臼井吉見文学館と飯沼飛行士記念館

- ・臼井吉見文学館及び飯沼飛行士記念館は、「構想」策定当時、年間の来館者が1000人に満たなかったことから、統廃合の対象とされた。
- ・しかし近年、臼井吉見の小説『安曇野』の復刊等、安曇野ゆかりの先人の顕彰に注目が集まっている。また飯沼飛行士記念館では、職員の努力や神風号の設計図の発見等により、年間の来館者が1000人を超えている。
- ・以上から、両館を存続させ、文書館と連携して人物顕彰の役割を持たせることとする。

(イ) 二木教職員住宅

- ・豊科郷土博物館及び同館友の会では、穂高鐘の鳴る丘集会所を拠点に機織りの体験を行い、その技術の習得・伝承を行ってきた。しかし令和6年度の改修工事以降は、集会所をアーティスト・イン・レジデンスの拠点として使用することになったため、二木教職員住宅に移って活動を続けている。
- ・新市立博物館設置以後は、その規模により存続又は統廃合とする。

(ウ) 熊井啓記念館

- ・豊科交流学習センター内に置かれている熊井啓記念館は、「構想」では触れられていないが、現状のまま存続する。

(2) 新市立博物館の規模及び既存施設の統廃合に関する2案

(1)を踏まえて、新市立博物館の規模及び既存博物館の統廃合について以下の2案を提案します。

ア (A案) 新市立博物館の延床面積を4,000㎡とする

基幹博物館：新市立博物館 4,000㎡ (うち収蔵部門2,000㎡)

※ 新市立博物館の延床面積を4,000㎡とする根拠

「構想」36頁に、人口10～20万人の都市における総合博物館の平均延床面積が3,000㎡とあります。37頁には、「展示部門」「収蔵部門」「管理部門」がそれぞれ1,000㎡ずつ構成することを見込んでいますが、統廃合予定施設の収蔵部門の部分1000㎡を足した面積として、4,000㎡を見込んでいます。

既存施設：(展示施設) 貞享義民記念館、臼井吉見文学館、飯沼飛行士記念館、熊井啓記念館

(収蔵施設) 旧堀金歴史民俗資料館、文化財資料センター、文書館

(体験施設) 二木教職員住宅

統廃合施設：豊科郷土博物館、穂高郷土資料館、旧三郷民俗資料館

イ (B案) 新市立博物館の延床面積を 3,000 m²とする

基幹博物館：新市立博物館 3,000 m² (うち収蔵部門 1,000 m²程度)

既存施設：(展示施設) 貞享義民記念館、臼井吉見文学館、飯沼飛行士記念館、熊井啓記念館

(収蔵施設) 旧堀金歴史民俗資料館、文化財資料センター、文書館、豊科郷土博物館

統廃合施設：穂高郷土資料館、旧三郷民俗資料館、二木教職員住宅

- ・敷地や予算等に鑑みてA案が困難な場合は、B案で計画を進める。
- ・本案では、新市立博物館の収蔵部門の床面積が減少するため、豊科郷土博物館を収蔵施設に充て、『新市立博物館構想』に明記されている2,000 m²以上の収蔵面積を維持する。二木教職員住宅は、豊科郷土博物館に統廃合し、機織り・染色等の機能を持たせる。

2 新市立博物館の立地条件

新市立博物館の立地条件については、「構想」35頁でも述べられていますが、委員会では議論を詰め、交通や防災等の観点から候補地として考慮すべき点を【表2】のとおり絞り込みました。

【表2】新市立博物館の立地条件

	「構想」35頁より	考慮すべき点
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・今までに博物館等施設が保管してきた資料が十分に入る大きさの収蔵庫 ・自然・歴史・民俗など複数の分野が展示できるスペース ・十分な広さの駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・「博物館構想」にある10,000 m²の敷地の確保が望ましい ・最大4000 m²の建物が建築可能であること
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスに便利な場所を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅からのアクセスがしやすい場所が望ましい
周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館が周辺住民の生活環境に及ぼす影響を考慮 ・商業地や住宅地などが博物館に及ぼす影響を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や学校等の教育施設の近くが望ましい ・景観を妨げない場所の選定が必要 ・商業地や住宅地への影響
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を保護するため、地震・風水害のような自然災害や、火災のような人災の被害に遭いにくい場所を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域3.0m以上の地域は避ける ・土砂災害警戒区域は避ける
個性	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境や近くにある文化遺産などを考慮し、目的や理念に合った場所を選ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地に豊かな自然環境や史跡が点在。特に相乗効果が生まれそうな場所が望ましい
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・土地を購入したり造成したりする費用を検討する(おもに用地取得費用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・借地ではなく購入を検討する ・できるだけ市有地を利用し購入する土地を減らす

Ⅲ 安曇野市の博物館全体のコンセプトと各館の担当分野

「構想」23 頁には、新市立博物館の基本理念や基本方針が謳われています。これをもとに、安曇野市の博物館の基本理念やターゲットとする利用者層を、さらに新市立博物館及び既存博物館施設が担う役割や分野を検討しました。

1 博物館施設全体のコンセプト

(1) 安曇野市の博物館施設全体のコンセプト

安曇野市の博物館施設全体の基本理念及び基本方針は、「構想」23 頁の内容を踏襲して、以下のア及びイのとおりとします。

ア 基本理念 安曇野市の自然と人々の営みが生み出した文化を
市民とともに「守り」「育て」「創る」

イ 基本方針

方針 1 安曇野の文化を受け継ぎ、未来に伝える博物館

方針 2 誰もが親しみやすく、楽しめる博物館

方針 3 学びの輪を広げ、市民と協働する博物館

(2) 博物館利用者への働きかけ

上記の基本理念及び基本方針を承けて、安曇野市の博物館では、市民の皆さんにふるさとの理解を深め、ふるさとの愛着を持ってもらい、その未来について考えてもらうための活動を進めていきます。

観光地でもある安曇野に建つ博物館として、観光客に当地を紹介する姿勢も不可欠ですが、まずは市民に楽しんでもらうことを念頭に、学びの場や機会を提供します。

ア ターゲットとする博物館の利用者層

- ・安曇野市の博物館では、市民、特に子どもたちや親子をターゲットとする。
- ・各博物館施設の特徴を活かして、親子で楽しめる体験等を用意する。

イ 地域を巡ってもらうことを促す博物館に

- ・安曇野市の博物館では、利用者に地域を巡ってもらうことを促す。

→
・市民の学びに寄与→地域の魅力を再発見
・観光客も楽しめる安曇野に

ウ 市民や博物館施設相互の連携

- ・上記イについて、新市立博物館開館後は、博物館施設相互や市民との連携による発信を行う。
（「3 博物館施設の相互協力による「発信・連携」及び「4 市民等との連携による「発信・連携」」で詳しく触れます）。

(ア) 博物館施設相互で連携して、利用者に地域を巡ってもらうように促す。

(イ) 市民等の協力を得ながら、「フィールドミュージアム」または「エコミュージアム」づくりを進める。

【参考】「新市立博物館構想」上での位置づけ

- ・「新市立博物館構想」の基本方針には盛り込まれていないが、新市立博物館の4つの役割のひとつ、「発信・連携」において、「フィールドミュージアムづくりに向けた市民連携」として触れられています。

「新市立博物館構想」30頁より

(4) 「連携」の活動内容

○フィールドミュージアムづくりに向けた市民連携

- ・安曇野市全体をひとつの博物館に見立て、テーマにあった場所を歩き、史跡や自然などを学んで、その価値を再発見する仕組み「フィールドミュージアム」をつくりあげていきます。具体化にあたっては、市民や民間団体の理解や協力を得ながら取り組みます。

2 各館が担当する分野

基幹となる新市立博物館について、「構想」23頁には「総合博物館であることが大切」と記されています。また既存の博物館施設も、それぞれ特色を持った活動を進めるために、各館が担当する分野について以下のとおり提起します。

(1) 新市立博物館（基幹博物館）が担う分野

- ・自然・景観から歴史・民俗へ

安曇野の自然や景観をベースに、その環境に育まれた民俗や歴史等を学ぶ。

※安曇野を築いた人物の顕彰は、基本的には文書館や臼井吉見文学館等の既存施設で担当する。

ただし、現在の安曇野の環境・景観は、先人たちの努力なくして形づくられることはできなかつたという観点から、自然・景観と人との関わりという点で特筆すべき人物は、企画展や講座等を開催して取り上げていく。

(2) 貞享義民記念館

ア コンセプト

貞享義民記念館では、江戸時代に発生した百姓一揆「貞享騒動」を顕彰する。開館以来のテーマとして「生きる権利の主張」を掲げ、今もなお進展を遂げつつある人権意識について学びを続ける施設とする。

また貞享騒動の舞台となった安曇野の開発の歴史も探求する。

イ 担当分野

- ・貞享騒動 騒動の経緯、旧跡、義民の伝承・伝説、後世の顕彰活動
- ・人権学習 自由、平等、平和、基本的人権（従来の人権学習のほか、近年のLGBTQ、SDGs等）
- ・郷土史 貞享騒動が起きた安曇野では、どのような歴史を経て開発が進められてきたか

(3) 臼井吉見文学館

ア コンセプト

「安曇野」の名を世に広めた小説『安曇野』の作者・臼井吉見の生原稿等の関係資料を収蔵・展示。

隣接する文書館と連携し、近代の安曇野を舞台に活躍し、全国へ雄飛した先人たちの顕彰も行う。

イ 担当分野

- ・臼井吉見の業績の紹介
- ・小説『安曇野』等に登場する郷土の先人たちの紹介

(4) 飯沼飛行士記念館

ア コンセプト

純国産機「神風号」で初めて亜欧連絡飛行を成し遂げた飯沼正明を顕彰する。また飯沼飛行士の周辺の人物や近代の航空史にもスポットを当てた展示等を行う。

イ 担当分野

- ・飯沼正明の業績の紹介
- ・飯沼正明に関係する人々の顕彰や同時代の研究
- ・近代の航空史を紹介

(5) 熊井啓記念館

ア コンセプト

「帝銀事件・死刑囚」「黒部の太陽」「日本の黒い夏 冤罪」等の社会派映画を世に出した豊科出身の映画監督・熊井啓を顕彰する。

イ 担当分野

- ・熊井啓の業績の紹介

(6) 安曇野市文書館（収蔵施設も兼ねる）

ア 役割

歴史的若しくは文化的価値を有する公文書や、古文書等の地域資料を収集・保存する。
講座や展示を通して、文書資料の価値づけや、市民の保存に対する意識を高める。
臼井吉見文学館等とともに、安曇野ゆかりの先人たちを紹介する。

(7) 文化財資料センター（収蔵施設）

ア 役割

市内遺跡から出土した遺物等を収集・整理・保存する。
新市立博物館等での考古資料の展示に協力する。

(8) 二木教職員住宅（体験施設）（統廃合案A案の場合）

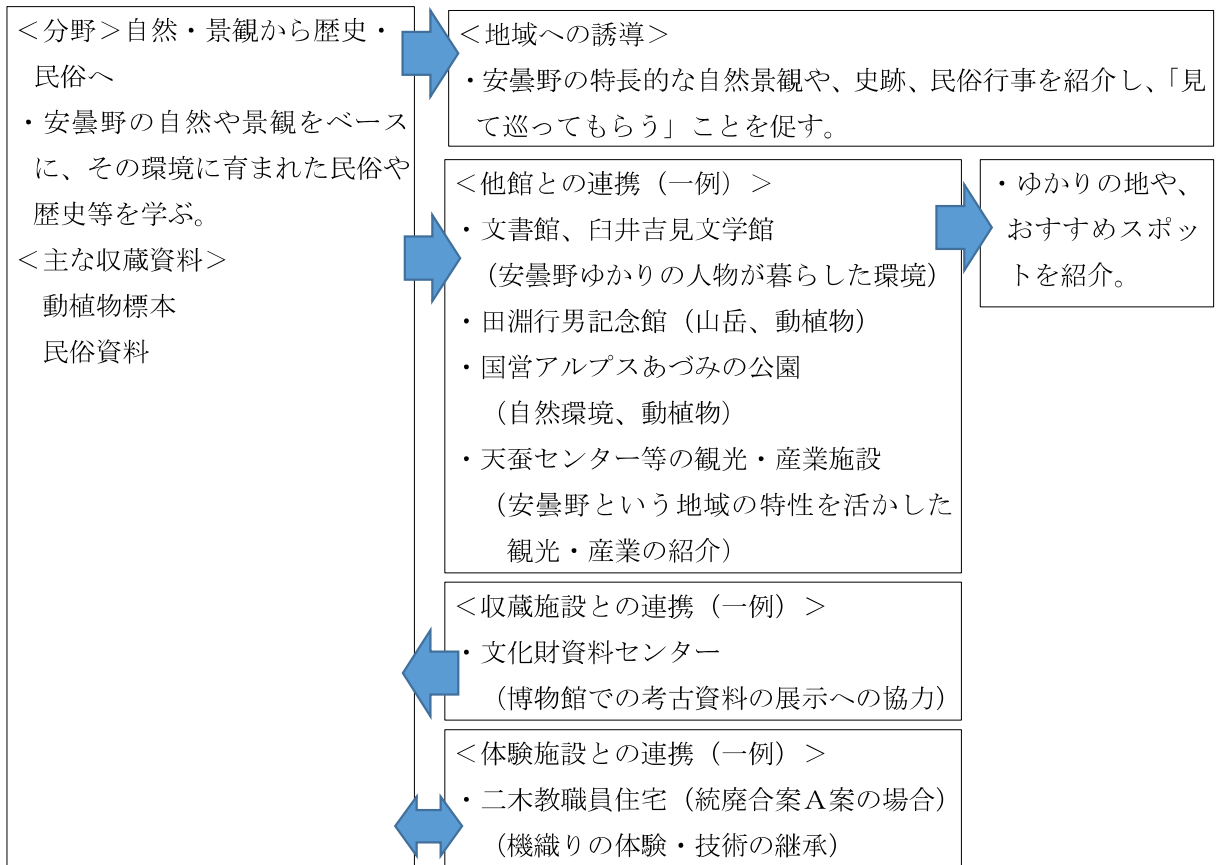
ア 役割

新市立博物館の附属施設として郷土に伝わる機織りや染色等の技術を継承・普及させる。

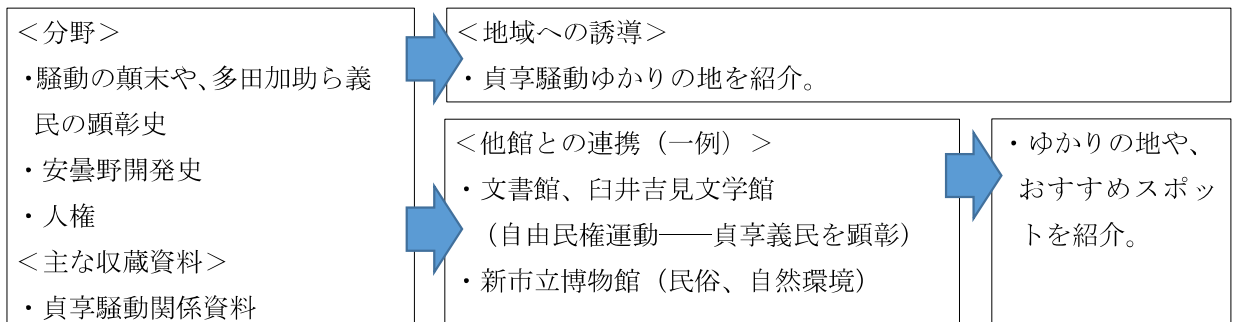
3 博物館施設の相互協力による「発信・連携」

- ・博物館施設では、新市立博物館が中心となって、市内の文化遺産・みどころを紹介し、地域を巡ってもらうことを促す活動を行う。
- ・「新市立博物館構想」（17頁）にいう「博物館グループ」のみならず「美術館グループ」の各館や、私立館、観光や産業に関係する施設も紹介する。また各館にゆかりの地の紹介にも協力してもらう。

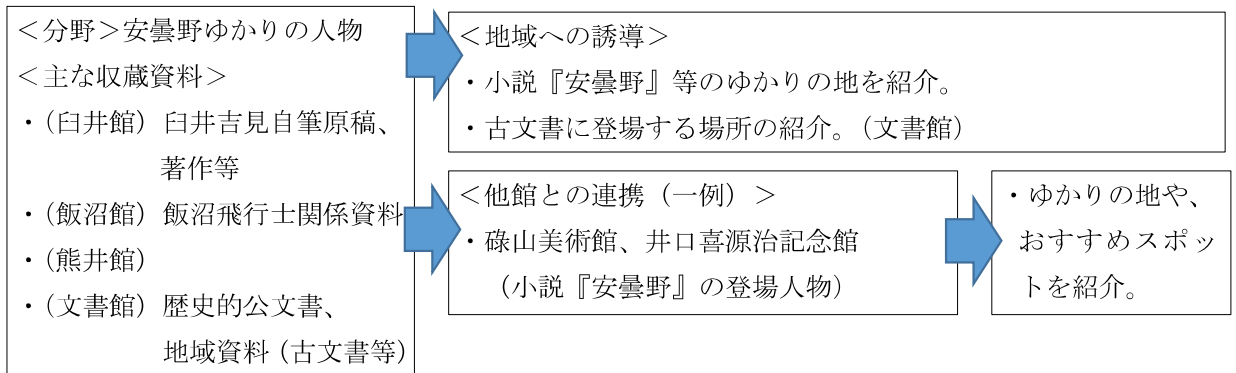
(1) 新市立博物館



(2) 貞享義民記念館



(3) 臼井吉見文学館・飯沼飛行士記念館・文書館・熊井啓記念館



4 市民等との連携による「発信・連携」

これまで博物館や文書館では、市民の協力を得ながら活動を進めてきました。行政と市民との程よい近さが安曇野市の利点であると考えられます。新市立博物館開館後も、市民とともに歩いていく姿勢を堅持するため、市民や関係団体との連携を進めます。

(1) 博物館施設等への協力団体の現状

ア 豊科郷土博物館友の会（令和6年度実績）

(ア) 会 員 数：211人

(イ) 部 会：10部会 書道部、絵手紙部、植物画部、山草部、写真部、戦時生活部、
自然と暮らしの文化部、植物調査部、郷土史部、タカラさがし部

(ウ) 活動内容（部会によって異なる）

- ・友の会展（会員による作品展）の企画、講座の開催、調査活動
→ 一部の部会では、調査成果等を博物館に還元。

イ 臼井吉見文学館友の会

- ・臼井吉見や安曇野の歴史を学ぶ学習会。
- ・以下のグループのほか、友の会創設以前から、小説「安曇野」を読む会が活動している。

(ア) グループ：5グループ 筑摩書房草創期を語る会、自分をつくるを読む会、
堀金村誌を読む会、安曇野の人々を語る会、
臼井吉見関連本を読む会

(イ) 活動内容

週1回または月1回程度、学習会等を行う。

臼井吉見文学館とともに年2回の講演会を開催。

ウ 穂高古文書勉強会

- ・穂高古文書勉強会は、市民の有志により独立して活動する団体。
 - ・古文書解読のスキルの高い会員により、市教育委員会（旧穂高町教育委員会）が収集した古文書の調査を依頼してきた。
- 現在、安曇野市誌編さん専門調査会の一環と位置づけて、地域資料の調査を委嘱している。

(ア) 『安曇野市誌』編さんの古文書調査への協力

- ・穂高古文書勉強会の会員等の古文書解読のスキルの高い市民を、安曇野市誌編さん専門調査会の地域資料調査部会調査員として委嘱し、『安曇野市誌』編さんに必要な古文書調査等を依頼している。

活動人数：11人

活 動 日：毎週金曜日（ただし必要により、別に調査を実施することもあり。）

活動内容：文書館が収集した古文書の目録取り

文書館主催の古文書初級講座への講師の協力

(2) 新市立博物館における市民連携のあり方

「構想」では、新市立博物館の役割のひとつ「発信・連携」（29～31頁）において、連携先として「市民」「民間団体」等としています。しかし、豊科郷土博物館や臼井吉見文学館の友の会の位置づけについては、言及されませんでした。

統廃合の対象となっている豊科郷土博物館の友の会には、新市立博物館へ引き継ぎ、友の会との協働を中心として、市民との連携を進めていきます。

ア 友の会

新市立博物館の友の会は、会員の生涯学習の推進と相互の親睦を図るとともに、新市立博物館と協働した活動を進めることが望ましいと考えます。

- (ア) 友の会の活動をより広く周知し、市民に開かれた活動を展開するため、各部会では会員のみが参加する講座だけでなく、会員以外の一般市民が参加できる展覧会やワークショップ等も企画する。
- (イ) 戦時生活部、自然と暮らしの文化部、植物調査部、郷土史部及びタカラさがし部の各部会では、調査研究活動の成果を新博物館と共有し、博物館においてもその成果を活用できるようにする。
- (ウ) 部会や会員の専門性に応じて、博物館の資料の整理や常設展示の説明、市内のみどころの案内等も行う。

イ 他団体との連携

- ・市内のみどころに関する情報は、安曇野案内人倶楽部等と情報共有する。

IV 新市立博物館建物の構成

「構想」38頁には、新市立博物館の建物の構成も盛り込まれています。例えば、従来の安曇野市の博物館であり多くの面積が割かれてこなかった収蔵部門について、延床面積の半分は確保する必要がある等の提言もなされています。

今回の委員会では、これをもとに各室のおおよその面積や、用途等を検討しました。

1 展示部門

(1) 常設展示室

リピーターを確保するため。定期的に常設展示替えを行う。

(2) 企画展示室

特定の生物や自然環境、時代や地域にテーマを絞った企画展や、博物館の友の会による展示を開催する。

(3) ガイダンス展示室

ア 「安曇野を知ろう」

安曇野を網羅的する展示コーナーを設ける（地質、植生、動物、地名、道祖神、神社仏閣、祭り、古墳、山城、堰、道、人物ゆかりの地 等）。

イ 話題になっているテーマに関する展示

新たに収蔵された資料、新発見の古文書、修復・保存処理の終わった考古資料、新たに文化財指定された資料を展示する。また本展示室は、博物館だけでなく、文書館や文化財保護係による調査成果の展示、市役所内の他部署や市民団体にガイダンス展示の作成を依頼する等の運用をしてもよい。

2 活動・体験部門

(1) 活動体験室

（従 来）豊科郷土博物館の体験スペース

・豊科郷土博物館等では、勾玉づくりや切り紙、藍の生葉染め等、子ども・親子向けの体験を設けているが、小さな作業はエントランスや玄関先で、一定の広さが必要な作業は、建物前の駐車場で行ってきた。

（新博物館）活動体験室を設け、作業スペースを確保する。

- ・流し台や調理台を設けて、工作や料理等が体験できるようにする。
- ・屋外に子どもたちが遊べるような広場を設けることが望ましい。
- ・屋外との出入りを自由にし、外でも中でも作業ができるようにする。

(2) 講堂（会議室）・研修室

（従 来）豊科郷土博物館学習室 99.52 m²——50人も入れれば一杯

貞享義民記念館研修室 50.10 m²——30人も入れれば一杯

講座や会議を行う部屋は、それぞれの館に一室しかなく不便である。

（新博物館）講堂（会議室） 文書館等の講座で利用している堀金公民館講堂は280 m²あり、100人以上が収容できる。

研修室 小さめの一室を設け、講堂使用中でも別の活動ができるようにする。

3 収蔵部門

新市立博物館の収蔵資料は、民俗資料と自然史資料が大部分を占めています。既存施設が統廃合されると、そのほとんどを新市立博物館で収蔵することになります。

(従 来) 以下の施設で民俗・自然史資料を収蔵。

	収蔵面積(m ²)	備考
豊科郷土博物館	96	1階・2階収蔵庫合計
穂高郷土資料館	478	館内で展示しながら収蔵。ただし屋外にも資料があふれる
旧堀金歴史民俗資料館	657	
旧三郷民俗資料館	598	
文化財資料センター	約 100	旧明科歴史民俗資料館分
計	1,929(約 2,000)	

(新博物館)「構想」38頁では、新市立博物館の延床面積を4,000 m²とした場合、収蔵部門を2,000 m²確保することとしている。新市立博物館の延床面積がこれより狭くなった場合も、既存施設も含めて、同程度の面積を確保したい。

資料1 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱

令和5年8月24日教育委員会告示第14号

安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成27年度に策定された安曇野市新市立博物館構想の現状に則した再検討、及び新市立博物館の整備方針及び既存博物館等（豊科郷土博物館、穂高郷土資料館、貞享義民記念館、白井吉見文学館、飯沼飛行士記念館その他の資料の収蔵施設等をいう。）の改修等の方針に関する検討を行うため、安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 安曇野市新市立博物館構想を現状に即して再検討すること。
- (2) 新市立博物館の整備方針を検討すること。
- (3) 既存博物館等に係る改修又は統廃合の方針を検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 博物館、歴史、芸術、民俗及び産業並びに自然科学等に関する見識を有する者
- (2) 市内の歴史、芸術、民俗及び産業並びに自然科学等に関する見識を有する者
- (3) その他学校教育、福祉、観光等に関する見識を有する者

2 委員会の委員の任期は、第2条各号に掲げる任務が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

資料2 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 委員名簿

(五十音順)

役職	氏名	所属等（令和8年3月現在）
委員	金井 直	信州大学人文学部長
委員	倉石 あつ子	元豊科郷土博物館職員、元跡見学園女子大学教授
委員長	笹本 正治	長野県立歴史館特別館長
委員	佐藤 亜紀子	一般社団法人安曇野市観光協会企画営業課長
委員	中村 寛志	信州大学農学部名誉教授
委員	丸山 亨	社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係主幹係長
委員長職務代理	百瀬 新治	安曇野市豊科郷土博物館友の会会長
委員	横山 はるえ	元三郷小学校教頭

資料3 安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 策定経過

会議等名	開催日	議題等
第1回検討委員会	令和6年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置経過・設置要綱 ・「安曇野市新市立博物館構想」の課題 ・安曇野市新市立博物館整備方針の検討内容
第2回検討委員会	7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野市新市立博物館構想」の課題 ・新市立博物館整備方針の検討の方向性等
既存施設視察	8月7日	既存博物館施設の視察
第3回検討委員会	10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・新市立博物館の規模及び既存博物館施設の統廃合
既存施設視察	10月31日	既存博物館施設の視察
第4回検討委員会	11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新市立博物館の全体の方向性について ・博物館施設整備に向けた費用の算出について
第5回検討委員会	令和7年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野市新市立博物館等整備に係る提案書」について
第6回検討委員会	令和8年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・「安曇野市新市立博物館等の整備方針に係る提案書」について

報告第 10 号	教育部 各課
令和 8 年 4 月 27 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨	課名	後援	
	学校教育課	3 件	
	生涯学習課		
	文化課	8 件	
	子ども家庭支援課	1 件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号） （定義）</p> <p>第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>（2）共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>（3）後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>（1）国又は地方公共団体</p> <p>（2）学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>（1）行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。</p> <p>（2）公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>（3）政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>（4）参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>（5）入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>（6）団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第 4 条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。</p> <p>（1）前条第 1 項に規定する行事</p> <p>（2）過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）</p> <p>2 前項第 2 号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第 2 項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。</p>			

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	理由	所
1	令和7年度菅公学生服杯第24回北信越中学新人バレーボール優勝大会	一般財団法人 長野県バレーボール協会	令和8年3月14日(土)～15日(日)	過去承認	学
2	第40回 ハーモニックコンサート	公益財団法人ハーモニック伊藤財団	令和8年6月27日(土)	過去承認	学
3	令和8年度明るい選挙啓発ポスターコンクール	長野県選挙管理委員会・長野県明るい選挙推進協議会・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理連合会・長野県選挙管理委員会連合会・市町村選挙管理委員会	令和8年5月11日(月)～9月1日(火)	過去承認	学
4	第36回 松本・かな美の書展	松本・かな美の会	令和8年3月27日(金)～3月29日(日)	過去承認 H25～H31	文
5	第62回スズキ・メソッド甲信地区大会	才能教育研究会 甲信地区	令和8年10月4日(日)	過去承認	文
6	第4回わくわくキッズコンサート in 音楽文化ホール	「ホッと」演奏ボランティア協会	令和8年5月1日(金)	過去承認	文
7	第12回信濃雅楽会定期演奏会	信濃雅楽会	令和8年6月6日(土)	過去承認	文
8	穂高美術協会春季展	穂高美術協会	令和8年4月10日(金)～14日(火)	過去承認	文
9	令和8年度 新作安曇節歌詞募集及び発表会	安曇節推進保存連絡協議会	令和8年6月1日(月)～10月4日(日)	過去承認	文
10	第36回 井上秋濤を偲ぶ書道展	井上秋濤顕彰会	令和8年5月16日(土)～17日(日)	過去承認	文
11	－大人もきっと好きになる－子どもたちの映画祭17	一般社団法人松本映画祭プロジェクト	令和8年7月18日(土) 令和8年8月1日(土)	過去承認	文
12	おさんぽフェス2026	ママフェスまつもと	令和8年7月4日(土)	過去承認	子

■ 令和7年度菅公学生服杯第24回北信越中学新人バレーボール優勝大会

主催：一般財団法人 長野県バレーボール協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
長野県バレーボール協会 船木 正也	中学生がさらに高い目標に向かって取り組みながら、さらなる人間性の向上を目指せることを願う。安曇野市教育委員会にお支えいただきたい。	2/12	令和8年3月14日(土)～15日(日)	ANCアリーナ、三郷文化公園体育館、エアウォーターアリーナ松本	中体連の新人大会は地区大会までとなっており、その上位大会(北信越大会)と位置付け、本年度は長野県バレーボール協会が主催する大会。	中学生のバレーボール大会	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年2月27日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■ 第40回 ハーモニックコンサート

主催：公益財団法人ハーモニック伊藤財団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
公益財団法人ハーモニック伊藤財団 代表理事 大島 光一	地域の音楽文化振興への貢献活動であるため。	4/3	令和8年6月27日(土)	安曇野市豊科公民館	地域貢献および地域還元事業として、音楽を通じた文化振興活動。	コンサートを実施し、その収入を安曇野市の小学校の図書購入費用として寄付。	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年4月8日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■ 令和8年度明るい選挙啓発ポスターコンクール

主催:長野県選挙管理委員会、長野県明るい選挙推進協議会、公益財団法人明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会、長野県選挙管理委員会連合会、市町村選挙管理委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
長野県選挙管理委員会 丸山 昇一	県内の小・中・高等学校、特別支援学校の児童・生徒に広く作品を募集し、政治・選挙への意識を高めてもらうため	4/7	令和8年5月11日(月)～9月1日(火)	県内一円	豊かで充実した生活を送ることができ、立派な政治が行われなければならない。そのため、明るい選挙が行われることが最も大切である。そこで、県内の児童、生徒の皆さんから明るく、正しい選挙の推進に役立つポスターを募集し、明るい選挙実現の一助とする。	・明るい選挙啓発ポスターの作品募集 ・応募作品の審査(第1次審査…地域振興局、第2次審査…県選挙管理委員会、第3次審査…(公財)明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会) ・優秀作品の展示、11月中旬	○	○	○	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
専決日:令和8年4月8日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第36回 松本・かな美の書展

主催：松本・かな美の会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
松本・かな美の会 代表 真峰 香 農	我が国特有の和様・かな書道の研 鑽興隆を図り、地域の芸術文化の 発展に寄与するため。	1/15	令和8年3月27日 (金)～3月29日(日)	松本市美術館 市 民ギャラリーA・B	我が国特有の和様・特にかな書道の研鑽興隆を 図り、芸術文化の高揚発展に寄与すること。	かな書道の作品展示	-	-	-	基準第3条第 2項及び第4 条第1項第2 号により可
専決日:令和8年1月16日		結果(○)		専決の理由(過去承認※H25～H31)						

■第62回スズキ・メソード甲信地区大会

主催：才能教育研究会 甲信地区

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
才能教育研究会 甲信地区 井上 悠子	未来に向けて大きな可能性を持つ 子供たちの演奏を通じて、芸術文化 の発展に寄与するため。	1/29	令和8年10月4日(日)	キッセイ文化ホール 大ホール	長野県および山梨県のスズキ・メソード音楽教室 で楽器を学ぶ生徒たちによる演奏会	弦楽合奏や合同演奏で日頃の成果を披露	-	-	○	基準第3条第 2項及び第4 条第1項第2 号により可
専決日:令和8年2月2日		専決の理由(過去承認)								

■第4回わくわくキッズコンサートin音楽文化ホール

主催：「ホット」演奏ボランティア協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
「ホット」演奏ボランティア協会 代 表 牛山 孝介	多くの方にコンサートへお越しいた だき、音楽文化の振興に寄与するた め。	1/30	令和8年5月1日(金)	松本市 音楽文化 ホール 小ホール	子連れてコンサートへ行けない方や、小さいお子 さんかいて夜のコンサートへ行けない方の為に昼 間にコンサートを行い、音楽に触れてほしい。	ヴァイオリン&ピアノ デュオコンサート	○	○	○	基準第3条第 2項及び第4 条第1項第2 号により可
専決日:令和8年2月2日		専決の理由(過去承認)								

■第12回信濃雅楽会 定期演奏会

主催：信濃雅楽会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
信濃雅楽会 会長 保尊 勉	日本古来の伝統文化である雅楽を多くの市民に知っていただきたいため。	2/12	令和8年6月6日(土)	穂高交流学習センター ターみらい	雅楽の研鑽発表のため	雅楽の奉納	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年2月13日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■穂高美術協会春季展

主催：穂高美術協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
穂高美術協会 会長 矢野口 靖	安曇地域の文化活動の向上に貢献したいため。	2/19	令和8年4月10日(金) ～14日(火)	礒山公園 研成ホール	作品展示を行うことで、地域の文化振興を図る	地元に住む作家の絵画を鑑賞して頂く機会を持ち、多くの方々に関心を寄せていただくことで、芸術文化の価値を知っていただく。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年2月20日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■令和8年度 新作安曇節歌詞募集及び発表会

主催：安曇節推進保存連絡協議会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
安曇節推進保存連絡協議会 会長 佐伯 治海	安曇節への関心を高めていって欲しい。また、郷土の宝の一つである安曇節の顕彰活動により安曇野市の文化の発展に寄与したい。	3/16	令和8年6月11日(月) ～10月4日(日)	発表会:国営アルプスあづみの公園 堀金穂高地区内	優れた新作安曇節歌詞の募集・発表・保存・安曇節顕彰のための諸事業を行い、地域の宝である安曇節を保存・発展させ、未永く後世に伝えていくことを目指す。	①小学生から大人までの世代を対象に歌詞を募集。②歌詞の選考・新作歌詞作詞入選者の表彰・発表、③入選作を穂高文化祭・市役所・国営公園等に展示、④穂高納涼祭・あづみの市民活動フェスタ等で安曇節の認知度を高める、⑤安曇節カルタを活用して、安曇節を地域に広めていく	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年3月19日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第36回 井上秋瀧を偲ぶ書道展

主催：井上秋瀧顕彰会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
井上秋瀧顕彰会 会長 中込 孝	書道文化の継続と発展に資するため	3/23	令和8年5月16日(土) ～17日(日)	妙法寺	安曇野に居住していた書家・井上秋瀧の功績を伝えると共に、地域の書道家及び学生の作品を展示し、書道文化の発展に貢献するため	井上秋瀧の作品及び地域の書家、学生等の作品を展示	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年3月24日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■一 大人もきっと好きになる一子どもたちの映画祭17

主催：一般社団法人松本映画祭プロジェクト

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
一般社団法人松本映画祭プロジェクト 河西徳浩	多くの安曇野の子どもたちが芸術・文化・芸能に触れられる機会を創出するため	3/31	令和8年7月18日(土) 令和8年8月1日(土)	キッセイ文化ホール 中ホール(松本会場) サントミュージゼ 大ホール(上田会場)	世界中の良質な作品を大きなスクリーンで『映画を見る』体験を通じ、子どもの健全な情緒の育成を図るとともにパフォーミング・ダンスなど芸術・文化・芸能に触れる機会を提供する。	子ども向け短編映画の上映、ステージパフォーマンスなど チケット:S席大人1,600円・子ども800円、A席大人1,400円・子ども700円	○	-	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年4月10日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■おさんぽフェス2026

主催：ママフェスまつもと

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R7	R6	R5	所管課意見
ママフェスまつもと代表者 高山未央	後援を受けることで事業の信頼性が高まり地域への周知が進むことでより多くの親子に安全で有益な学びの機会を提供できるため。	3/19	令和8年7月4日(土)	信毎メディアガーデン Mフィナンシャル、松本市博物館、サザンガク、榊形広場、花時計公園、伊勢町通路	本事業は家族で街を巡りながら交流や体験を楽しめる場を提供し、親子での学びや気づきを促すことを趣旨とする。文化体験等を通して子どもの興味・関心を育み、健やかな成長と教育の充実に寄与することを目的とする	松本市複数会場でワークショップや文化体験、子育て支援団体・専門職による相談・情報提供等を実施する。未就学児とその家族を主な対象とし交流と体験を通じた学びの機会を提供する。	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年3月30日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

1 学校教育課

		教育指導室・学校教育担当
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 学校心臓健診 ・4/13(月)~5/18(月) 各校で実施 ・5/25(月)~6/10(水) 再検査 ・6/23(火)、6/29(月) 総ざらい	1 教職員健康推進事業 ・カウンセリングルーム 5/17(日)市役所で実施予定
就学時健診業務	1 就学時健診業務 ・令和8年度実施日程配布準備	1 就学時健診業務 ・令和8年度実施日程を保護者へ配布
就学援助事務	1 就学援助 ・制度の案内配布(全児童生徒対象) ・令和8年度申請受付開始	1 就学援助 ・5/1(金)当初受付締切り ・支給認定審査
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・契約に向けた事業者との打合せ 2 ICT教育推進委員会 ・生成AI導入に向けた希望学級、学年、学校への試験的導入 ・4/23(木)第1回ICT教育推進委員会	1 1人1台端末更新関係 ・事業者との仮契約 2 ICT教育推進委員会 ・生成AI導入に向けた希望学級、学年、学校への試験的導入
コミュニティスクール事業	1 学校運営協議会委員任命 2 地域コーディネーター委嘱 3 地域区長会(協力依頼) 4 第1回地域コーディネーター連絡会 ・4/27(月)事業説明・ワークショップ 講師:唐澤理恵氏(広陵中学校区 CS コーディネーター) 5 県コミュニティスクール担当者会議 ・4/22(水)	左記以外 1 地域学校協働本部連絡会 ・4/20(月)明科地域 ・4/30(木)三郷地域 2 教育関係者連絡会 ・4/23(木)堀金地域
学校安全支援事業	1 学校安全支援 ・新入学児童にランドセルカバー、防犯ブザー等安全対策用品の配布 ・指定通学路(変更)届出依頼 ・新入学児童 熊除け鈴の希望調査	1 学校安全支援 ・青色防犯パトロール講習会 5地域で実施予定 明科5/7(木)、穂高5/8(金) 豊科5/12(火)、堀金5/14(木) 三郷5/15(金)
小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 令和9年4月就学児童の募集開始 4月中旬:こども園年長児へのチラシ配布 広報あづみによる告知 市HPによる告知	左記以外の予定 ・5/19(火)明北オープンDAY
部活動の地域展開	1 部活動地域展開 ・3/26(木)安曇野市「地域クラブ」運営業務委託 実証事業業務委託プロポーザルの実施 受託候補者:株式会社松本山雅	左記以外の予定 ・5/21(木)第1回部活動地域展開総括コーディネーター会議

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設等訪問件数 4件 ・民間施設運営者等との情報交換会 4/27(月) 2 教育支援センター活動状況 ・4/7(火)より通常開室 ・運動教室(豊科勤労者スポーツ施設体育館) 4/23(木) 今後は毎週(木)9:30-12:00実施予定	1 教育施設連携促進コーディネーター ・市内民間施設の定期訪問 ・民間施設運営者等との情報交換会 5月下旬 2 教育支援センター 行事関係 ・5/1(金)徒歩遠足、 5/22(金)そば打ち体験
キャリア教育	1 令和8年度中学生キャリアフェスティバル開催について、昨年度参加事業所へ、今年度の計画案送付と、説明会への参加依頼送付	1 5/13(水)校長会で今年度の実施計画案報告

2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み									
給食センター 総務費	1 給食費の改定(4/1 施行) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>360円(0円)</td> <td>427円(330円)</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>330円(280円)</td> <td>390円(330円)</td> </tr> </tbody> </table> ※()内は保護者負担額 (小学校には給食費負担軽減交付金を充当し、不足分は市が負担するため、保護者負担額は0円) 2 アレルギー対応食学校説明会 4/2(木)~4/7(火) 3 令和8年度給食提供開始 4/8(水)		小学校	中学校	改定後	360円(0円)	427円(330円)	改定前	330円(280円)	390円(330円)	1 新入学児アレルギー対応食希望保護者等と事前協議 4月~ 2 委員会の開催(5月予定) ・学校給食センター運営委員会 ・献立作成等検討委員会 3 給食費滞納整理(5月実施) 4 第1期分口座振替 6/1(月)
	小学校	中学校									
改定後	360円(0円)	427円(330円)									
改定前	330円(280円)	390円(330円)									
各給食センター管理運営事業	1 春休み中に整備(点検、清掃等)した厨房機器及び調理器具等の動作確認										

3 生涯学習課

社会教育係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
生涯学習講座 実施事業	1 生涯学習推進講座 (市人権教育推進委員会委員及び人権教育指導員の研修 会を兼ねる) ・5/30(土)午前10時15分～ 4階大会議室	
中央公民館事業	1 第1回公民館長会 ・4/6(月)午後1時30分～ 会議室305 2 第2回公民館長会・係長合同会議 ・5/11(月)午後1時30分～ 会議室301 3 第20回安曇野市公民館大会(講演会は、生涯学習推進 講座を兼ねる) ・5/24(日)午前9時30分 豊科公民館ホール ・公民館活動推進功労者表彰及び公民館報表彰	

豊科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 童謡祭り実行委員会 ・4/28(火)午後6時 豊科公民館 2 コーラスグループ発表会準備会 ・5/8(金)午前9時30分 豊科公民館 3 楽しい菊づくり講座② ・5/12(火)午前9時30分 豊科公民館 4 ワンバウンドふらばーるバレー講習会 ・5/13(水)、5/27(水)、5/28(木) いずれも午後7時 豊科勤労者スポーツ施設 5 体育部長会議(抽選・審判講習会) ・5/21(木)午後7時 豊科公民館	1 童謡祭り R9/2/23(火) 予定 2 発表会 7/11(土)予定 4 球技大会 6/21(日)予 定

穂高生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 球技大会代表者会議 ・4/16(木)午後7時 穂高公民館 2 バードウォッチング教室 ・4/25(土)午前6時 鐘の鳴る丘集会所、松尾寺周辺 3 穂高納涼祭実行委員会 ・5/19(火)予定 午後7時 穂高公民館 4 季節の寄せ植え教室① ・5/26(火)午後1時30分 アルプガーデン 5 地区公民館役員研修会 穂高公民館防災講座 ・5/29(金)午後7時 穂高公民館	1 球技大会 6/14(日)予 定 3 穂高納涼祭 8/1(土)予 定 全4回

三郷生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 生きがい講座「ズンバを踊ろう!!」(第4回) ・4/28(火) 午前9時30分 三郷公民館 2 三郷地域学校協働本部連絡会 ・4/30(木) 午前9時30分 三郷公民館 3 みんなDE スポーツ ・5/7(木)、5/14(木)、5/21(木)、5/28(木) 午後7時 三郷文化公園体育館	

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
	4 三郷図書館・三郷公民館協働映画上映会 ・5/16(土) 午後1時30分 三郷公民館 5 三郷地域春季スポーツ大会 ・5/31(日) 午前8時30分 三郷文化公園体育館	

堀金生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 堀金文化祭打ち合わせ会 ・5/12(火) 午後7時 堀金公民館 2 常念フェスティバル実行委員会全体会① ・5/15(金) 午後7時 堀金公民館 3 子育てサークル講座“常念っ子”② ・5/20(水) 午前9時30分 堀金公民館 4 童謡・唱歌・心の歌を歌いましょう② ・5/28(木) 午後1時30分 堀金公民館 5 愛知県一宮市視察来館 ・5/28(木) 正午前後 堀金公民館	1 堀金文化祭 10/30(金)～11/1(日) 2 常念フェスティバル 8/29(土) 3 毎月開催 全12回 4 10月まで 全7回

明科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 健康麻雀教室 ・5/19(火) 午後1時 明科公民館会議室 2 カヌー体験教室 ・5/30(土) 午前10時 龍門渚公園 3 新緑コンサート ・5/28(木) 午前10時 明科公民館講堂	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 美術館博物館連携事業 ・美術館博物館年間予定表 中学生以下の生徒・児童・園児を同伴した保護者の入館料を無料とする	・4/27(月)から随時各校配布
	2 0歳からのミニコンサート ・第1回 5/29(金)三郷公民館 出演：duo SioNA(デュオ・すいおーな)	
文化団体補助事業	1 ちくに生きものみらい基金充当事業	・5/18(月)穂高北小 国営アルプスあづみの公園
	2 あづみの公園早春賦音楽祭 国営アルプスあづみの公園公園早春賦音楽祭 5/10(日) ・【出演者】 市内：豊科南中学校、明科中学校、穂高東中学校、穂高西中学校合同バンド(吹奏楽部) 市外：才教学園小・中、信大附属松本小(重唱コンクール)	
指定管理施設の事業	1 安曇野市美術館 第118回日展 安曇野展 会期：5/2(土)～5/31(日) 開幕式：5/1(金)	
文化振興総務	第1回博物館協議会 5/19(火)10:00～	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館 教育普及事業	1 春季企画展「土の中からの贈り物 —ここ掘れワンワン—」関連企画 ・石を割って化石を見つけよう 期日：3/22(日) 参加者：28人 ・鑑定会Ⅰ石や化石 期日：4/18(土) ・鑑定会Ⅱ土器や石器・茶碗 期日：4/25(土)	1 博物館ワークショップ 藍の乾燥葉染め 期日：5/10(日)
貞享義民記念館 教育普及事業	1 三郷美術会春季小品展 会期：3/7(土)～3/22(日) 参加者：90人	1 瀧澤伸介水彩画展 会期：4/25(土)～5/10(日)
文書館施設運営 管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 60,160点、地域資料 74,761点(3月末現在) (3月新規点数/公文書 13点、地域資料 943点)	
文書館教育普及 事業	1 文書館・堀金公民館「新お宝」発見講座 (企画展「魅せます 大庄屋山口家」関連講座) 臨地講座 期日：3/21(土) 参加者：26人	1 前期企画展「自由を扶くひと 望月桂一犀川凡太郎の人生漫歩—」 会期：5/10(日)～8/30(日)
市誌編さん事業	1 『安曇野市誌』資料編 第4巻 民俗資料編 第1部豊科地域 4/1付けで市ホームページ上で公開。	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 本陣等々力家の保存活用方法について観光課と協議 検討 2 文化・歴史・景観上の価値ある民家について関係課と 協議	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館事業	1 図書館協議会 委員 2名公募開始 募集期間 4/21(火)～5/17(日) 申込書・小論文	協議会 年2回程度開催 委員任期 2年 R8.7.1～R10.6.30
中央図書館	1 子ども読書の日ワークショップ (おはなし会・キットパスを使って手形遊び) ・4/25(土) みらい 10:00～ 2 大人のためのものづくり講座「天蚕ブローチ作り」 ・5/1(金) みらい学習室 13:30～ 3 映画上映会 「Peace・Nippon(ピース・ニッポン)」 ・5/8(金) みらい 18:00～	
三郷図書館	1 三郷図書館・公民館合同上映会 「映画よみがえる安曇野」「地域映画よみがえる安曇野 2」 ・5/16(土) ゆりのき 13:30～	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て会議		1 第1回子ども・子育て会議 ・5/26(火)大会議室 午後2時

子育て給付係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
物価高対応子育て 応援手当支給事業	1 申請支給対象者(公務員等)に随時支給中。 ・3月末時点の支給状況 ・支給額(積極) 246,100,000円 ・支給額(申請) 23,620,000円 計 269,720,000円	1 3月末受付分は、令和8年度 予算から執行予定 2 3月出生児童分について、4 月下旬に積極支給予定

児童青少年係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
青少年育成事業	1 子ども学芸クラブ入会式 ・4/4(土)本庁舎 8クラブ、約100名参加	
児童館維持管理事業	1 三郷・堀金児童館 遊戯室空調設置工事 増工及び工期遅れなし。	1 夏季前にしゅん工予定
豊科児童館整備事業	1 高家児童館の建設検討会 準備	1 基本設計ほか入札準備
放課後子ども教室 実施事業	1 わいわいランド 令和8年度参加者募集 ・4月上旬から小学校配布、4/20(月)締切	1 わいわいランドスタッフ研 修会(救命講習ほか) ・5/8(金)豊科・三郷・穂高地域 ・5/13(水)穂高・明科・地域 2 わいわいランド開始 ・学校ごと5月中旬～
青少年健全育成環 境整備事業	1 第1回青少年センター運営委員会 ・4/20(月)本庁舎	1 長野県青少年センター・同補 導委員会両連絡協議会 5/22(金) 塩尻市
子ども会育成会支 援事務	1 子ども会育成会連絡協議会 ・4/2(木)～4/10(金)各地域公民館 育成会補助金説明 2 子ども会育成会連合会総会 ・4/13(月)大会議室	1 子ども会育成会 補助金、共 済加入事務

子ども家庭相談担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・4月は2回実施 いるか(2歳児)穂高 4/15(水)、4/30(木) 2 発達相談日(親子であっぷっぷ) ・4月は2回実施 4/8(水)、4/16(木)、4/22(水)、4/28(火) 3 運動発達相談日(はいはいたっち) ・4月は2回実施 4/20(月)、4/24(金) 4 親子で遊ぼう教室 ・4月は1回実施 4/21(火)	1 遊びの教室 ・5月は3回の実施を予定 2 発達相談日 ・5月は3回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・5月は2回の実施を予定 4 ことばの相談 ・5月は2回の実施予定 5 親子で遊ぼう教室 ・5月は1回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
安曇野市園長会	1 安曇野市園長会(公立園 19 園 園長参加) 4/2(木)午後 1 時 30 分～ 会議室 306 内容 各担当係からの報告、確認事項 等	毎月 1 回開催。 園運営についての話し合いを行う。
安曇野市主任会	1 安曇野市主任会(公立園 17 園 主任参加) 4/8(水)午後 1 時 30 分～ 会議室 306 内容 本年度計画等の確認、年齢別の事務(記録)等の確認	毎月 1 回開催。 保育活動についての情報共有を行う。
安曇野市保育協会	1 令和 8 年度安曇野市保育協会理事会(公立園 17 園・私立園 3 園園長参加) 4/24(金)午後 3 時 30 分～ 会議室 307 内容 令和 8 年度安曇野市保育協会事業計画等の確認 2 令和 8 年度安曇野市保育協会主任会(公立園 17 園・私立園 3 園主任参加) 4/28(火)午後 3 時 30 分～ 会議室 307 内容 令和 8 年度安曇野市保育協会主任会事業計画等の確認	
公立園入園式	1 公立園入園式について 4/6(月)午前 10 時～(こども園) 4/8(水)午前 10 時～(幼稚園) 2 4 月の予定 4/7(火)認定こども園保育開始 4/13(月)幼稚園給食開始 4/20(月)こども園全園児通常保育開始 5/1(金)幼稚園通常降園(15 時)開始	
こども誰でも通園制度	1 こども誰でも通園制度について 4/1(水)南穂高認定こども園で開始 4/10(金)より受け入れ開始	
園庭芝生化工事	1 芝生の種まき会について 4/15(水)有明あおぞら認定こども園 4/27(月)上川手認定こども園 4/30(木)アルプス認定こども園 5/12(火)穂高認定こども園	

議案第1号から第3号、第6号、報告第3号、第4号、第6号から第9号、第12号は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号又は第5号に該当するため、非公開です。

議案第7号の申請書（別冊）は、同条例第5条第1項第2号により非公開です。